

特定防除資材（特定農薬）指定に係る今後の進め方について（案）

＜特定農薬制度の趣旨＞

- ・ 無登録農薬の販売・使用が問題を契機として、平成 14 年の臨時国会で農薬取締法が大幅に改正、農薬の製造・使用等の規制を強化
- ・ 農家が自家製造して使用している防除資材等で、明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは過剰規制となるおそれ
- ・ 「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）について、農薬登録を不要とする制度を新設

＜個別資材の検討状況等＞

これまでの合同会合において、審議を行った個別資材は以下のとおり。

- ・ 木酢液（第 6 回、第 10 回で審議。その結果、継続審議）
- ・ 電解次亜塩素酸水（第 6 回、第 7 回、第 9 回、第 10 回で審議。その結果、継続審議）
- ・ 焼酎（第 6 回で審議）
- ・ ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液（第 10 回で審議。その結果、継続審議）
- ・ ヒノキの葉（第 10 回で審議。その結果、継続審議）

＜今後の進め方＞

- ・ 継続審議となっている資材のうち追加資料の提供があった「電解次亜塩素酸水」、「木酢液」、「ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液」について、今回、審議を行う。
- ・ 第 10 回合同会合において、「安全性が明らかであり、生産現場で防除目的に使われているもの（食品等）であれば、薬効に係る資料の一部について省略して評価する」こととされた。これを受け、第 6 回合同会合において、提出された薬効試験では十分な効果が確認できなかったため審議が打ち切られていた「焼酎」について、使用実態が確認されたため、今回、改めて審議を行う。
- ・ 今回審議を行う資材の他にも、評価に必要な資料が整いつつあるものもあるため、準備が整い次第、次回以降の合同会合において審議していく予定。
- ・ さらに、上述の資材以外にも、今後、評価指針に基づく薬効・安全性に関する情報が提供されたり、事務局において、文献調査や使用実態調査（食品など）を行った結果、評価に必要な資料が整えば、次回以降の合同会合において審議していく予定。

＜これまでの合同会合における検討経緯＞

1 第1回合同会合（平成15年1月21日）了承事項

- ①平成14年末に都道府県及びインターネットを通じて行った調査で情報提供のあった資材のうち、「食酢」、「重曹」及び「天敵（使用される場所の周辺で採取されたもの）」の3資材を特定農薬に指定【別添 p1】
- ②「特定農薬」の通称を「特定防除資材」とすること

2 第2、3回合同会合（平成15年4月16日、同年5月21日）了承事項

- ①「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（案）」について
→平成16年3月に「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について」通知（以下「評価指針」という。）を発出
- ②特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、農薬ではないとされるもの及び農薬として使用すべきでないもの（使用する場合には農薬登録が必要なもの）を特定し、特定防除資材の指定検討対象から除外すること
→平成16年4月に「特定防除資材（特定農薬）に該当しない資材の取扱いについて」通知を発出【別添 p3】

3 第4回合同会合（平成16年11月30日）了承事項

- ①魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方法について【別添 p13】
- ②食品中の残留基準が設定された成分を含有する資材（除虫菊を含む資材及び光明丹（四酸化三鉛））及び毒劇物に指定されている化学物質については特定防除資材の指定の検討対象から除外すること【別添 p31】
- ③特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、薬剤でないと思われるもの等を「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」通知へ追加すること【別添 p33】
- ④評価指針Ⅲの1の（4）*に規定する「化学合成された界面活性剤等の補助成分」に該当するものを明確化【別添 p37】
*当該項目では、特定防除資材の指定の検討対象から除外するもののリストを定めている

4 第5回合同会合（平成17年2月21日）了承事項

特定防除資材の指定が保留されている資材のうち、液状活性炭等については特定防除資材の指定の検討対象から除外とすること【別添 p41】

5 第6回合同会合（平成17年8月31日）了承事項

- ①複数の原材料からなる混合物の評価方法について【別添 p43】
- ②農薬と混合して使用される糖類等については、農薬取締法上の農薬に該当しないものとして取り扱うこと【別添 p49】
- ③特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導に係る基本的考え方について【別添 p51】

6 第7回合同会合（平成18年3月31日）了承事項

- ①社会通念上一定の性質を持つと判断されない資材については、製造条件を設定し、それに合致する資材の薬効・安全性を評価することについて【別添 p54】

現在、審議中の資材の中では、電解次亜塩素酸水、木酢液がこれに該当する。

【電解次亜塩素酸水の場合】

第9回合同会合において、電解次亜塩素酸の生成装置は多様であり、また生成条件により違いが生じるため、何らかの条件設定が必要であると指摘されたことを受け、第10回会合において、以下の製造条件で生成する電解次亜塩素酸水について評価をスタートすることです承

「塩化カリウムまたは塩酸と飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH6.5以下、有効塩素濃度10～60mg/kgのもの」

【木酢液の場合】

第7回合同会合において提案した条件で製造されたサンプルの中に、高濃度のホルムアルデヒドを含むものがあつた。

ホルムアルデヒドの低減化を図るため、今回、関係団体から以下のとおり製造条件が提案されている（第7回合同会合に提案した内容に、アンダーライン部分を追加）

「特定防除資材として指定される木酢液、竹酢液とは、住宅・家具等の廃材でなく、殺虫消毒や防腐処理されていない木質原料を炭化する過程で、排煙口の温度が80℃以上150℃未満で排出される排煙を冷却し、得られた液体を90日以上静置した後、上層の軽質油と下層の沈降タールを除去した中層部分を精製した液体とする。」

- ②「化学合成された物質」については、評価指針Ⅲの1の（1）*において特定防除資材の指定の検討対象資材の範囲外と規定されているが、「人工的に合成可能であるが、天然にも存在する化学物質」は検討対象資材の範囲内とすること【別添 p54】

*当該項目では、特定防除資材の指定の検討対象から除外するもののリストを定めている

- ③全ての用途、対象作物に関する薬効データを求めるのは現実的でないことから、実際に使用の認められる一部の用途につき薬効があると確認されれば、その資材は「薬効がある」と判定すること【別添 p55】

- ④水産動植物に対する安全性評価の見直し（供試動物をミジンコからオオミジンコへ変更等）に係る評価指針の改正（案）について

→平成21年7月に評価指針を改正

7 第8回合同会合（平成19年10月30日）了承事項

定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材や文献等により毒性を有している可能性がある資材については、検討対象から除外し、病虫害防除目的の使用を不可とすること等、特定防除資材としての指定の判断が保留されている資材の整理方針案について【別添 p63】

8 第9回合同会合（平成20年9月2日）了承事項

第8回合同会合において了承された整理方針を踏まえ、特定防除資材としての指定の判断が保留されている個別の資材のうち、引き続き特定農薬の指定に関する検討を行う資材と、検討対象から除外する資材の整理案について（ただし、一部の資材の再整理を事務局に一任）【別添 p73】

なお、平成14年末に都道府県及びインターネットを通じて情報収集した資材のうち、第9回合同会合において特定農薬の指定の検討対象から除外することとした資材については、「特定農薬（特定防除資材）の検討対象としない資材の取扱いについて（案）」通知及びこれに係る指導通知を発出し、周知する予定。

9 第10回合同会合（平成20年11月21日）了承事項

①増殖した土着天敵の利用は、一定の条件の下、認めること【別添 p97】

②安全性が明らかであり、生産現場で防除目的に使われているもの（食品等）であれば、薬効に係る資料の一部を省略して評価するなどの除外規定を評価指針に追加すること【別添 p101】

→平成21年7月に評価指針を改正

〔関係機関への通知〕

・H15.3.13 付け 14 生産第 10052 号

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について

・H16.3.1 付け 15 消安第 6522 号、環水土発第 040301001 号

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について

・H16.4.23 付け 15 消安第 7436 号、環水土発第 040423001 号

特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて

・H21.3.2 付け 20 消安第 11885 号、環水大土発第 090302001 号

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について

・H21.7.13 付け 21 消安第 2712 号、環水土発第 090713001 号

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針の一部改正について

・H21.11.5 付け 21 消安第 8305 号、環水土発第 091105001 号

特定防除資材の指定に関する資料を提供する際の資料概要の様式及び記入例について



財務省印刷局発行

明治三十二年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三版 郵政省認可 付録資料版(毎週水曜)

目次

(告 示)

○特定農薬を指定する件
(農林水産・環境一)

○農林水産省告示第一号
環境省告示第一号

農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

平成十五年三月四日

農林水産大臣 大島 理森
環境大臣 鈴木 俊一

一 天敵

昆虫網及びクモ網に属する動物(人畜に有害な病害を産生するものを除く。)であつて、使用場所と同一の都道府県内(離島(その地域の全部又は一部が離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島をいう。)にあつては、当該離島内)で採取されたもの

二 一以外のもの

重曹及び食酢

15消安第7436号
環水土発第040423001号
平成16年4月23日

都道府県知事

あて

関係団体の長

農林水産省消費・安全局長

環境省環境管理局水環境部長

特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて

特定農薬（特定防除資材）については、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項ただし書の規定に基づき、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬とされている。

農林水産省及び環境省では、平成14年11月から12月までの間に公募によって収集した、特定農薬の候補となる資材の情報を基に、農業資材審議会及び中央環境審議会における検討の結果を踏まえつつ、平成15年3月に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定したところである。

一方、その際に、情報提供があった他の多くの資材についても、農業資材審議会及び中央環境審議会において検討が行われ、これらのうち、

- ① 17種類の資材については、薬効は認められるものの、使用方法によっては安全性に懸念があることから、登録農薬でない限り農作物等を害する病虫害の防除及び農作物等の生理機能の増進又は抑制を目的として（法第1条の2参照。以下「農薬として」という。）使用すべきでないこと、
- ② また、58種類の資材等については農薬に該当しないと判断される
との結論が得られたところである。

こうした検討の結果を踏まえ、今般、別紙1及び別紙2に掲げる資材については、農薬として使用するためには法第2条第1項の規定に基づき農林水産大臣の登録が必要である資材として、また、別紙3に掲げる資材については、法第1条の2に規定する農薬に該当しない資材として取り扱うこととするので、貴職におかれては、この旨御了知の上、下記の事項に留意するよう、貴県^{*1}内の関係者への周知及び指導の徹底に努められたい。^{*2}

記

1 資材の製造、輸入又は販売に係る取扱い

- (1) 別紙1に掲げる資材は、過去に農薬としての登録があったが、現在、登録がない資材であり、これらの資材を農薬として製造又は輸入する者は、法第2条第1項に基づき農薬として農林水産大臣の登録を受ける必要があること。
- (2) 別紙2に掲げる資材は、現在、農薬としての登録がある資材であるが、これらの資材を新たに農薬として製造又は輸入する者は、法第2条第1項に基づき農薬として農林水産大臣の登録を受ける必要があること。
- (3) 別紙1及び別紙2に掲げる資材を販売する場合には、法第2条第1項に基づく登録があり、法第7条の規定による表示のある農薬でなければならないこと。

2 資材の使用に係る取扱い

- (1) 別紙1に掲げる資材については、現在、農薬の登録がないため、農薬として使用できないこと。
- (2) 別紙2に掲げる資材を農薬として使用する場合には、農薬の容器又は包装に法第7条の規定による表示のあるものを、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」（平成15年3月7日農林水産省・環境省令第5号）を遵守して使用しなければならないこと。
- (3) 別紙3の1から3までに掲げる資材又は動植物については、法第1条の2に規定する農薬に該当しないと判断されること。また、別紙3の4に掲げる資材については、提供された情報の中に記入されていた使用目的・使用方法で使用される限りにおいては、農薬に該当しないと判断されるものの、これらの資材を農薬として使用した場合は、法に違反することとなること。

(施行注意)

- ※1 北海道あてには「貴道」、東京都あてには「貴都」、京都府及び大阪府あてには「貴府」とする。
- ※2 別添1あての場合には、「貴傘下団体に対し、周知方よろしく願います。」とする。

(別紙 1)

情報提供のあった資材名	情報提供のあった対象農作物	使用方法・目的	法第2条第1項の規定に基づく登録が必要である理由	(参考：過去に登録のあった農薬情報) 農薬の有効成分名、種類等 失効年 対象病害虫、農作物等		
ナフサク (α-ナフ タリン酢 酸)	果樹等農作物全般	果実の肥大又は徒長防止のため散布、根灌水	慢性毒性の評価がなされていないことから安全性が確認されていない。農作物への薬害のおそれ。	ナフサク(α-ナフタリン酢酸)(植物成長調整剤)	昭和51年	リンゴ、ナシ等の果樹、茶、桑のバフ等に対する発落下防止又は発根促進に使用
塩化ベンザルコニウム	野菜、花卉、観葉植物等の病菌	水耕栽培で消毒のため水に溶かし、又は温室内に吊下げ	医療用消毒剤であり、感作(明らかな免疫反応)や非特異的生体作用を引き起こす可能性を抑制する必要がある。登録されていた当時は、高温時の薬害の注意や、広範囲に使用する場合の魚毒性に注意することとされていた。	塩化ベンザルコニウム(殺菌剤)	昭和54年	イチゴ、うどんこ病及びびんかかいよう病の防除に使用
クレゾール(ナフタリンと一緒に使用)	ハウス作物のダニ等	忌避のためビニールに入れて吊す	皮膚経口毒性がラットで121mg/kgと高い。蒸気や目に触れるとひどいやけどを起すほか、蒸気吸入により使用者の安全性に問題。散布された場合農作物の安全性も懸念。	クレゾール(BHC、ナフタリンとの混合剤)(忌避剤)	昭和46年	畑地の野そ及びびんかの侵入防止、忌避に使用
クレオソート(灯油と一緒に使用)	メロン、アブラムシ等の害虫	忌避のため空き缶の両側に入れハウスの側に設置	クレオソートは皮膚に対して刺激性があり、蒸気が高濃度の場合目や呼吸器系の粘膜を刺激する。	クレオソート(忌避剤)	平成4年	林地のエゾウサギ及びエゾヤチネズミの忌避に使用
				クレオソート(2-ナフトールとの混合剤)(忌避剤)	昭和46年	いのししの忌避に使用
たばこくず・たばこ抽出物	野菜のアブラムシ等	殺虫のため散布	たばこに含まれるニコチンは毒物であり、人畜に対する急性毒性及び魚毒性が強い。登録されていた当時は、人畜やカイコに対する毒性の強さに注意することとされていた。	たばこ粉(殺虫剤)	昭和27年	野そ、猪、野熊及びモグラの忌避に使用
					昭和48年	稲、果樹及び野菜のモメイト、アブラムシ、ウカ等の殺虫に使用

情報提供のあった資材名	情報提供のあった対象農作物	使用方法・目的	法第2条第1項の規定に基づく登録が必要である理由	(参考：過去に登録のあった農薬情報) 農薬の有効成分名、種類等	失効年	対象病害虫、農作物等
ナフタリン	稲のカメムシ、施設野菜のウリハザミ、マダラ等	害虫の忌避のため吊下げ	マウスを用いた変異原性試験で陽性。長時間皮膚に接触すると薬傷を起こす。粉じんを吸入すると頭痛や吐き気を起こす。	ナフタリン (BHC、クイナリンとの混合剤) (忌避剤)	昭和46年	畑地の野そ及びもぐらの侵入防止、忌避に使用
ホウ酸	不明	実態は確認されていないが使用される可能性が指摘	大量に内服すると中枢神経に影響を及ぼす。致死量は大人20g、幼児5g。	ホウ酸 (殺虫剤)	昭和32年	コガネムシ、バカ、類のゾウシその他雑穀類の食害の殺虫に使用
ホルムアルデヒド	桑、カイコの飼育室	カイコの病気の防止のため、桑や蚕体、飼育室に散布(この使用方法では農薬ではない)	劇物。急性経口毒性がラットで100mg/kgと高い。変異原性があるとの報告あり。蒸気が粘膜を刺激し、結膜炎、気管支炎などを起こす。	ホルムアルデヒド (殺菌剤)	平成2年	たばこ黒枯病、桑胴枯病、稲いもち病及びばれいしよ疫病等の防除に使用
パラホルムアルデヒド	桑、カイコの飼育室	カイコの病気の防止のため、桑や蚕体、飼育室に散布(この使用方法では農薬ではない)	ホルムアルデヒドの重合体で、高濃度のホルムアルデヒドとして用いられる。毒性情報はホルムアルデヒドと同様。	パラホルムアルデヒド (殺菌剤)	平成2年	たばこの黒色根腐病の防除に使用
石油(灯油)	牧草地の雑草	除草のため雑草にスプレッド散布	微生物突然変異試験で陽性。登録されていた当時は、長時間皮膚に付着すると軽い湿疹を起すことがあったとされていた。	石油 (除草剤)	昭和57年	ニンジン、シシトフ、ハコベ、アサギ等、林地の雑草の防除に使用
消石灰	ネギの病害	殺菌のため散布	経口摂取により中程度の毒性。ラットを用いた変異原性試験で陽性。	消石灰 (殺菌剤)	昭和40年	りんごのモザイク病の防除に使用

(別紙2)

情報提供のあった 資材名(=農薬名)	農薬の種類	使用 方法	登録農薬を使用すべき理由
ジベレリン	植物成長調整 剤	散布	使用方法によっては、農作物等への薬害が生じるおそれがある。
ホルクロフロエニ ュロン	植物成長調整 剤	散布	使用方法によっては、農作物等への薬害が生じるおそれがある。また、目に対し刺激性があることから人畜に悪影響を及ぼすおそれがある。また、魚毒性 B に該当する資材であり、水産動植物に悪影響を及ぼすおそれがある。
ストレプトマイシ ン	殺菌剤・植物 成長調整剤	散布	使用方法によっては、農作物等への薬害が生じるおそれがある。また、目に刺激性があることから、人畜に悪影響を及ぼすおそれがあるとともに、抗生物質であり、食品衛生法では食品に含まれてはならないこととされているため、農作物等に残留した場合、食品衛生法上流通が認められないという問題も起こりうる。
硫黄	殺菌剤	散布、 くん煙	使用状況によっては農作物等への薬害が起こりうる。また、空气中で酸化し、有毒な亜硫酸ガスとなるほか、眼や皮膚の刺激性がある剤であり、人畜に悪影響を及ぼすおそれがある。
硫酸銅・生石灰 (ボルドー液の原 材料)	殺菌剤	散布	硫酸銅は劇物であり、また生石灰は強アルカリ性である。これらは使用方法によっては農作物等に薬害が生じるおそれがあるほか、皮膚に刺激性があるとともに眼に入ると危険であり、人畜への悪影響を及ぼすおそれがある。また、硫酸銅は魚毒性 C であり、ごく低濃度で水産動植物に著しい悪影響を及ぼすおそれがある。
塩基性塩化銅	殺菌剤	散布	使用方法によっては農作物等の薬害や人畜等に悪影響が生じるおそれがあるほか、魚毒性 B に該当する資材であり、水産動植物に悪影響を及ぼすおそれがある。

2. 農薬取締法上の天敵に該当しないもの

(1) 情報提供のあったもの

①動物

動物の種類	対象病虫害等	提供された情報の中に 記入されていた効果
アイガモ、アヒル	雑草、害虫	雑草の摂食・除去、害虫の捕食
スズメ	害虫	害虫の捕食
カエル	害虫	害虫の捕食
牛、ヤギ、羊	雑草	雑草の摂食
コイ、フナ、ドジョウ	雑草	雑草の摂食・除去
ホウネンエビ	雑草	雑草の摂食・除去

②植物

植物の種類	対象病虫害等	提供された情報の中に 記入されていた効果
ギニアグラス (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
クロタラリア (マメ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
イタライグラス (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンバク (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ソルゴー (イネ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
マリーゴールド (キク科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
ラッカセイ (マメ科)	土壌線虫	土壌中の線虫の密度を減少
エンドウ等コンパニオンブ ラント	害虫	圃場の在来天敵を増やすこ とにより害虫の密度を減少
緑肥作物	土壌線虫等病 害虫	他の作物との輪作により土 壌病虫害の密度を減少

③使用方法から見て天敵の使用に該当しないもの

- ・天敵昆虫の寄主が好む作物を植えることにより圃場の在来天敵を増やし、害虫を低密度に保つ。
- ・圃場にくず米をまいてスズメを呼び寄せ、その際、害虫を食べさせる。
- ・無農薬栽培、減農薬栽培又は天敵に影響の少ない農薬の使用により圃場中の天敵昆虫の数を増やし、害虫を低密度に保つ。

(2) その他考え得るもの

- ・病虫害等や雑草を食べることがある脊椎動物全般
- ・雑草を食べる水棲の貝や甲殻類全般
- ・土壌病虫害を減らす効果のある植物、他感作用により他の植物の生育を防ぐ植物、害虫を忌避したり天敵を呼び寄せる効果を有する植物等

3. 肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当するもの

副次的に病害虫への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの

(1) 情報提供のあったもの

資材名	対象病害虫	対象農作物	提供された情報の中に 記入されていた、目的・効果
カリ肥料		野菜等	つや出し、糖度・品質向上
ケイ酸カリウム	各種病害虫	稲、野菜	耐病性等の向上、品質向上
ケイ酸石灰	各種病害虫	稲	耐病性等の向上
ケイ酸マグネシウム		果樹	生理落果防止、樹勢回復
硝酸カルシウム		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
硫酸カルシウム（石膏）		農作物全般	倒伏軽減、生理障害の防止
リン酸剤（リン酸肥料）		果樹	品質向上
ポリリン酸カリウム		果樹	着果促進、品質向上
塩化カルシウム		トマト	カルシウム欠乏による尻腐れ病の防止
硫酸マグネシウム		作物全般	マグネシウム欠乏症の防止
ホウ素入りカルシウム		野菜等	生理障害の防止
EDTA-4H のカルシウム塩		野菜、果樹、 花き等	カルシウム欠乏、浮き皮の防止

（注1）その他、肥料である硫酸アンモニウムをナメクジの防除に、尿素肥料を雑草の防除に使用しているという情報提供があったが、肥料の用途外使用であり、この表には掲げなかった。

（注2）資材名は、情報提供のあった名称を用いており、肥料取締法上の肥料の種類とは一致しない。

(2) その他考え得るもの

植物に栄養を与える目的で植物又は土壤に与えられる資材

4. 使用方法からみて農薬に該当しないもの

・情報提供のあったもの

資材名	対象農作物	提供された情報の中に 記入されていた目的・効果
ヒカゲノカズラの胞子（石松子）	果樹	赤い色を利用し、人工授粉用の花粉に混ぜ、目印・増量剤として使用
固形アルコール	カキ	渋柿の渋取り
コロイド性炭酸カルシウム	イチジク	樹幹の凍結防止
酸化(二酸化)チタン	施設栽培	散布後や養液栽培中の農薬の分解促進
食用着色料	野菜	植物成長調整剤に混ぜ薬剤が付着したかどうかを確認
にがり	作物全般	食味向上、品質促進
エチレングリコール(不凍液)	秋まき小麦	防除機械に混ぜ機械の凍結を防止
木工用ボンド	果樹	選定や接ぎ木の断面に塗り、固化させて病菌の侵入を防ぐ
水（普通の水） (注1)	施設野菜	葉面散布してうどんこ病を防ぐ

(注1) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注2) このほか、農業施設や機具等の消毒にのみ使用されている薬剤に係る情報提供があったが、このような薬剤であっても農産物の防除目的で使用された場合は農薬に該当するため、この表には掲げなかった。

(別紙3)

1. 薬剤でないもの（物理的防除等）

(1) 情報提供のあったもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	提供された情報の中に記入されていた効果
水蒸気	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
熱湯	熱	土壌病虫害	殺虫・殺菌
温風	熱	—	成長調整（生育促進）
地中加温	熱	—	成長調整（生育促進）
太陽熱消毒法	熱・光	土壌病虫害	殺菌
UVカットフィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
昆虫行動制御灯 （黄色蛍光灯）	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
誘蛾灯	光	害虫	誘引し、その後捕殺
反射マルチ	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電灯、発光ダイオード 等による照明	光	病虫害	忌避、誘引等により被害軽減
紫外線投光器	光	病菌	溶液の殺菌
紙（紙マルチ）	発芽・成長 の阻止	雑草	発芽、成長を妨げる
多目的防災網	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
粘着板・粘着シート	移動の阻止	害虫	誘引し粘着させる
防虫網・寒冷紗	移動の阻止	害虫	侵入を妨げる
防虫袋（果実袋）	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる
抗菌マルチ	移動の阻止	病虫害	侵入を妨げる

（注）上記のもののうち薬剤を染みこませたものは除く。

(2) その他考え得るもの

資材名・防除法名	手段の区分	対象病虫害等	効果
UV（紫外線）反射フィルム	光	害虫	飛行を妨げ、被害軽減
電撃殺虫器	光・電気	害虫	誘引し、電撃により殺虫
樹幹へのわら巻き	移動の阻止	害虫	わらに害虫を集め、焼却
溝掘り	移動の阻止	害虫	圃場の周りに溝を掘ることにより移動を阻止
水田の水（深水栽培）	発芽・成長 の阻止	水田の雑草	発芽・成長を妨げる
爆音器	音	鳥獣	忌避

魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針について（案）

1. 趣旨

特定防除資材の指定にかかる評価については、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（以下「評価指針」）」に基づいて行うこととされており、水産動植物に対する安全性については、魚毒性Aに該当するか否かで評価することとしている。

今般、特定防除資材の候補資材について、魚毒性分類に基づく判定を行うに当たり必要な、試験（魚類及びミジンコ類に対する急性毒性試験。以下「魚毒性試験」という）の実施方法について、より具体化する。

2. 魚毒性の表示設定の経緯について

魚毒性表示については、昭和38年の農取法改正により水産動植物被害に係る登録保留基準が規定されたことを受け、農薬の魚毒性についての注意事項を表示する必要があることから、当時の農林省農薬検査所が中心となってコイとミジンコに対する急性毒性試験の結果から農薬をA B Cの3段階に分類して表示をさせることとして定めたものである（別紙1）。

コイとミジンコの具体的な毒性試験方法としては、昭和40年11月25日付け農林省農政局長通知（40農政B第2735号；以下「S40年通知」という）に定められている（別紙2）。

表1 魚毒性の分類基準

(ppm)

コイ 注1 ミジンコ (LC50) 注2			
	>10	$0.5 < LC50 \leq 10$	≤ 0.5
>0.5	A	B	C
≤ 0.5	B	B	C

注1：コイに対する48時間後のLC₅₀値

2：ミジンコ類に対する3時間後のLC₅₀値

ただし、現行GLに基づく試験法では3hr-LC₅₀の値が取れないことから、平成13年からは24hr-EC₅₀を採用している。

3：水産動植物の被害に係る登録保留基準については、魚類、甲殻類、藻類に対する毒性値と公共用水域における予測濃度を比較して評価する手法に改め、平成17年4月から施行する告示改正を行ったところであり、魚毒性の分類基準についてもこのこと等を踏まえ見直しが行われる予定

3. 現行の魚毒性の分類方法等について

現在の登録農薬の検査の際に提出が義務付けられている試験成績を作成するための試験方法は、平成12年11月24日付け農林水産省農産園芸局長通知「農薬登録申請に係る試験成績について」（12農産第8147号；以下「現行GL」という。）に定められており（別紙3）、魚類、ミジンコ類ともに農薬GLP基準に適合した試験施設で実施することとなっている。

このため、現在の登録農薬の魚毒性の分類は、現行GLに規定された「魚類急性毒性試験」及び「ミジンコ類急性遊泳阻害試験」の結果を基に判定されている。

具体的には、現行GLにより原体を被験物質として、魚類については96時間の急性毒性試験成績から得られた結果に基づく48hr-LC₅₀、ミジンコについては48時間の急性遊泳阻害試験の試験成績から得られた結果に基づく24hr-EC₅₀により分類されている。(例えば、魚類の48hrのLC₅₀が10ppmを超え、かつミジンコの24hrのEC₅₀が0.5ppmを超える場合に魚毒性Aとしている)

なお、平成17年4月より改正水産動植物に係る登録保留基準が施行され、従来コイに対する毒性のみで一律に定めていたものを、魚類、甲殻類、藻類に対する毒性試験結果に基づき環境大臣が定める基準値と公共用水域における環境中予測濃度とを比較して登録の可否を判断する手法を取り入れたものに改めたところであり、魚毒性の分類基準も見直される予定となっている。

4. 国において魚毒性判定のために必要な試験の具体的実施方法

魚毒性試験の方法等については、現行GLと40年通知では以下の相違がある。この点や特定防除資材の特性を踏まえ、特定防除資材の安全性評価を行うための魚毒性試験の具体的実施方法については、以下の方針で行うこととする。

表2 魚類に対する急性毒性試験の比較

	S40年通知	現行GL
曝露期間	48時間 (できる限り24, 72時間におけるものを併記する)	96時間 (24, 48, 72, 96時間の一般状態を観察し記録する)
供試生物	原則としてコイ(全長5cm前後) 非水田農薬はヒメダカ、モロコ等でも可	原体はコイ又はヒメダカ ブルーギル、グッピー、ニギマス等でも可
試験条件 供試魚数 試験濃度区 試験薬液量 その他	各濃度毎に10匹以上 ー特に規定無しー 魚の体重1gにつき1L以上 特になし	各濃度区毎に7匹以上 等比級数的に5濃度区以上 同左 ・曝露期間中の被験物質濃度は設定濃度の80%以上が望ましい ・試験液のPH調整は行わない
結果の処理法	ダートロフの方法により半数致死濃度を求める。(片対数グラフの対数目盛に供試薬液の濃度を取り、普通目盛りには生存率を取り、測定された生存率が50%より上の点と下の点で最も50%に近いものを選び、この両者を直線で結び50%の線と交わる点の濃度を半数致死濃度とする)	各濃度における死亡率の結果から一般的に用いられる手法を用いて半数致死濃度を算出する。(報告事項は半数致死濃度と95%信頼限界)

表3 ミジンコに対する急性毒性試験の比較。

	S40年通知	現行GL
試験期間	3時間	48時間(24, 48時間目の遊泳阻害の有無について観察し記録する)
供試生物	ミジンコ又はマミジンコの雌成体	オミジンコの幼体(当該種と同等の試験結果が得られるミジンコ類であれば他の種を用いても良い)
試験条件 供試生物数 試験濃度区 試験薬液量 その他	各濃度毎に約20匹 コイの毒性試験に準じる 100ml 特になし	各濃度区毎に20匹以上 等比級数的に5濃度区以上 ミジンコ1頭当たり5ml以上 ・曝露期間中の被験物質濃度は設定濃度の80%以上が望ましい ・試験液のPH調整は行わない
結果の処理法	コイに準じる。	魚類に準じる

(1) 被験物質について

登録農薬のほとんどは有効成分が明らかであるため、製剤が有効成分そのものと考えられる一部のもの(有効成分が明らかでない一部のもの)を除き有効成分ベースで LC_{50} 値等を算出している。しかし、特定防除資材の候補資材については、〇〇抽出液であるとか、木酢液等であったりすることから有効成分が何であるのか不明である場合が多いと想定されることから、有効成分ベースでの魚毒性試験の実施が困難である。

このため、製剤ベース(〇〇抽出液そのものを原体と見なす)で魚毒性の試験を実施することとする。

(2) 魚毒性試験の方法について

評価指針では、昭和40年代に定めた魚毒性の分類基準が現行でも有効であることから、コイを用いた48時間の LC_{50} と、ミジンコを用いた3時間の LC_{50} により魚毒性を判定することとしている。しかし、現行GLでは、魚類に対する96時間の急性毒性試験とミジンコ類の48時間急性遊泳阻害試験が位置づけられている。

このため、特定防除資材候補資材の評価に当たり実施する魚毒性試験は、現行GLに従って魚類急性毒性試験(96時間)及びミジンコ類の急性遊泳阻害試験(48時間)を実施することとする。なお、魚毒性の判定については、評価指針に従って行うこととなるため、当該試験を実施する中で魚類については48時間時点の LC_{50} を、ミジンコについては3時間後の EC_{50} を用いて行うこととする。(なお、水産動植物に

係る登録保留基準の改正等も踏まえ魚毒性の分類基準が見直されたときには、特定防除資材の安全性評価に用いる魚毒性の判断基準もこれに準拠することとする。）

(3) 供試魚種について

魚類急性毒性試験の供試魚種については、

- ・改正水産動植物に対する毒性に係る登録保留基準でコイ、ヒメダカを同等に扱っていること
- ・農水省のテストガイドラインにおける原体による急性毒性試験でも両者を同等に扱うこととして見直されていること。

から、試験に要する経費、時間等の面で効率的なヒメダカを供試魚種として用いることとする。

農薬の魚毒性表示について

農林省農薬検査所 吉田孝二・橋本 康・西内原浩

農薬取締法第2条2項には農薬の登録申請の際、申請書に記載すべき事項が列記してあるが、その6番目に「水産動植物に有害な農薬については、その旨」という事項がある。これは昭和38年の法律改正に伴って新しく追加されたもので、農薬が広く普及された結果、時に起こる農薬の水産生物に対する不測の事故をできるだけ防ぐことを目的とするものであった。またこのような事故の原因は農薬使用者の不注意な使い方によることが多く、また農薬のいわゆる魚毒性についての知識が不十分であることも手伝っていると考えられた。そして取締法第7条によって「製造業者又は輸入業者はその製造し、若しくは加工し、又は輸入した農薬を販売するときはその容器（容器に入れないで販売する場合にあってはその包装）に上記事項の真実の表示をしなければならない」とことになっており、魚毒性についての注意事項も表示をすることが要求された。しかし、最近まではこの指導が徹底せず魚毒性の強弱を決定する技術的方法にも不備な点があったので、申請書あるいは容器（包装）に、適正な記載、表示がなされていた、とは必ずしもいいがたい状態であった。一方、この間にも有明海で魚貝類の大量死事故があり、この原因の一つに農薬があげられた。農薬によるものかどうかは別として、この事故に関連して農薬の魚毒性に関する適正な記載表示をすべきであるという問題があらためて大きく取り上げられ、個々の農薬についてその魚毒性を再検討する必要性が生じた。そこで農林省は農薬検査所を中心としてこれまでの文献の調査を行なうとともに昭和41年に各農薬会社の協力を得て連結試験を行ない大部分の農薬成分について魚毒性の強弱を明らかにすることができた。これらの結果から各農薬成分は毒性に応じて、別表のようにA、B、Cの3段階に分けられ、申請書および容器（包装）にはそれぞれ定められた記載、表示をすることに定められた。なおこの問題の経緯、連結試験の打ち合わせおよび結果の検討、記載、表示する文章、実施要領については農林省は常に業界との連絡を取り安全使用のための円滑な運用をはかった。

A、B、C分類の基準は次のとおりである。すなわち

A類：コイに対する48時間後のTL₅₀（半数致死濃度）が10ppm以上で、ミジンコおよびタマシジコに対する3時間後のTL₅₀が0.5ppm以上であるもの。

B類：コイに対する48時間後のTL₅₀が0.5～10

ppmの範囲であるか、コイに対する48時間後のTL₅₀が10ppm以上であっても、ミジンコおよびタマシジコに対するTL₅₀が0.5ppm以下であるもの。

C類：コイに対する48時間後のTL₅₀が0.5ppm以下であるもの。その他、PCP（除草剤）やドリノ剤のようにこれまでもすでに指定農薬、規制農薬の使用規制を受けているものは従来どおりの記載や表示をし、また規制を受けるのであって今回の分類とは直接関係はない。なお、分類の基準となっているコイに対するTL₅₀値は原則として昭和40年11月25日付け40年農政B第2735号によって通達された「魚類に対する農薬の毒性検定のための標準法」によった。ミジンコおよびタマシジコについては、魚類とともに水産有用生物の一つである甲殻類の薬剤感受性を代表するものとして、供試生物に定め下記要領により試験を行なった。

〔供試生物〕 ミジンコ *Daphnia pulex* およびタマシジコ *Moina macrocarpa* は屋外コンクリート水槽で繁殖させたもので成体のみを用いた。

〔試験条件〕 腰高シャーレ（内径9cm、深さ7cm）に供試薬液を100ml入れる。薬液は農薬を純水に溶解させたものである。試験は実験室内で行ない水温は24～26℃であった。1区に放したミジンコあるいはタマシジコは20～30尾である。

〔試験方法〕 コイに対する試験に準じて薬液の濃度段階をとり、放飼3時間後のTL₅₀をみた。生死の判定は触角の運動が停止しているものを死とする基準によった。最初死数を観察してから、供試生物を全部殺し全数を調べ死亡率を求めた。TL₅₀の計算はコイの場合と同じくDoudoroffの作図法によった。

以上の試験結果を中心にして農薬成分の魚毒性の分類を行なったが、各農薬はその分類に従って申請書には次のような記載をすることとした。

A類：通常の使用方法ではその該当がない。

B類：通常の使用方法では影響は少ないが、一時に広範囲に使用する場合に十分注意する。

C類：注意があるので使用にあたっては薬剤が河川などに飛散、流入しないよう十分に注意する。

この文章は申請書の「水産動植物に有害な農薬については、その旨」という項目を受けたものであり、製品の容器（包装）表示にはこの趣旨を十分伝えるような文章の

の天または上端に貼布する。

(10) その他疑問の点は農薬検査所に照会すること。

この暫定は 41 年 10 月 27 日現在のもので、4 項はすでに述べてあり、5 項における検討は大部分解決されている。以上のような経過で魚毒性の表示は 42 農薬年度から実施されることになったが、今後早急に解決しなければならぬいくつかの問題点を残している。第一に水産動植物に対する毒性という法律上の項目に対して、この分類は魚類コイと甲殻類ミジンコ、クマミジンコに対する毒性を基準としており、貝類など他の水産動物や植物に対する毒性は考慮されていないし、甲殻類に対する毒性がいかに強くともそれだけでは G 類にしていけない。ミジンコ、クマミジンコをもって甲殻類の薬剤感受性を代表させたこと自体問題がある。甲殻類、貝類、水産植物などに対する毒性の試験方法について、水産関係者の協力を得て将来標準法をつくり、各農薬の毒性の正確な知識を得ることがぜひ必要であると思われる。またこの分類は各農薬成分そのものの毒性を基準に行なったものであり、製剤の毒性がいちじるしく原体に比べて強いものには安全性の面から製剤の値をとったことを除いては製剤型、一定面積当たりの使用量、使用場所などの環境条件などはまったく考慮していない。したがって各

製剤の実際の使用面における毒性の現われ方とは必ずしも一致していない。今後十分検討すべき問題である。混合剤についても、構成している成分のうち魚毒性の最も強い成分の分類に従うこととしたが混合の仕方によっては協力作用も考えられる。

また、くん蒸剤、植物成長調整剤、殺そ剤、展着剤についてはさしあたり A 類としたが、これも問題があるので、今後試験を行ない毒性の強いものは相当するランクに移すことになっている。なお、別表の分類表中に * 印をつけた農薬については本年再検討を予定しているので年内には最終決定をみるはずである。

いずれにしても、この分類方法には今後解決すべき問題が多いが、この件については年 1 回以上関係者が集まり、この分類を基礎として訂正、改正をはかることが取り決められている。

このように将来における改善を前提とした不完全な形でありながら、魚毒性表示を急いだのに決して農薬の使用をこれにより規制したり、制限しようとするためではなく、この表示をよく読み、注意事項をよく守れば農薬による不祥事故は少なくなり、農薬の安全使用に寄与する点が多いという趣旨からである。各位のご協力をお願いする次第である。

表示をすることとした。ただしA類に属する製品についての表示をする、しないは任意とした。なお、表示の具体的な実施については農林省は実施を早急にするという立場から業界に連絡し、暫定措置を認めて、次の要領で行なうことになった。

(1) ラベル表示は原則として41年10月より実施する。ただし本年10月以前の製品で流通段階にあるものおよび工場在庫品の措置は従来どおりとするが、別途の方法で本進捗の徹底をはかること。

(2) 本年10月以降新たにラベルを作成するときは所定の表示を行なうこと。

(3) 手持ラベルの有効使用と準備不足を補うために暫定措置として包装ケースごとに個数に該当する枚数だけ表示事項記載の印刷物を挿入するなど周知徹底をはかる暫定措置をとること(たとえば、粉剤8袋入りのケースには8枚入れる)。ただし、この暫定期間は42年9月までであって42年10月よりはすべて各製品ごと所定

のラベル表示をすること。

(4) PCP およびドリリン剤については上記A、B、C類の分類外であり、すでに規定されている従来どおりの表示をすること。

(5) 現在、農薬検査所を中心とした魚毒性に関する連絡試験でとりあげられ、11月初旬開催予定の技術懇談会で検討の士決定されることになっているものについても、それまでは一応別表の分類によって措置すること。ただしその分類に変更があると思われるものについては農薬検査所と協議の上措置すること。

(6) 別表に記載のない最近登録になった薬剤などは登録申請書に記載してあるように表示する。

(7) バルク輸送のもので、末端使用でないことが確実なものについては、42年9月までは従来どおりとする。

(8) 原体で農薬登録の対象にならないものは表示しなくてもよろしい。

(9) 20L または 20kg など大型容器については所

別表 各農薬成分の魚毒性の強弱による分類

A類	殺虫剤	ヒ酸鉛、ヒ酸石灰、除虫菊、硫酸ニコチン、硫酸アナバジン、タバコ粉、松脂合剤、MNFAマシン油、DN、クロルベンジレート、クロルプロピレート、ジフェニルスルホン、ジフェニルスルフィド、キノキサリン系、アゾキシベンゼン、D-D、EDB、CDBE、DCIP、DBCP、メタアルデヒド、酸化第二鉄、パミドチオン、ESP、モノフルオール酢酸アミド、FABA、ケイフ化亜鉛、DDDS*、CPAS*、トキサメート*
	殺菌剤	硫酸、石灰硫黄合剤、カスガマイシン、硫酸オキシキノリン、有機ヒ素、ストレプトマイシン、フェナジン、有機ニッケル、チアジアジン*、PCBA*
	除草剤	DCBN、2,4-PAソーダ塩、2,4-PAアミン塩、ATA、CMU、DPA、シアノ酸塩、スルファミン酸塩、MDBA、GNP、アマトリン、アトラジン、プロパジン、ジフェナミド、DBN、MC、Pソーダ塩、MCPアミン塩、CAT、リニルロン、クロロIPC、DCPA、TCA、塩素酸塩、パラコート、レナシル、プロマシル、トリエタジン*、プロメトリン*、MCC*、SAP*、DSP*、COMU*、BIGP
B類	殺虫剤	TEPP、エチルパラチオン、メチルパラチオン、EPHP、マラソン、ジメトエート、エチルチオメトン、チオメトン、IPSP、DDVP、メカルバム、PAP、DEP、MPP、MEP、ダイアジノン、メチルジメトン、ホルモチオン、マイトメート、エチオン、メナゾン、EQP、PMP、BRP、DAEP、TCP、BAB、NAC、PHG、CPMC、REE、BCPE、カーボノレート、AFC、CYAP、CYA、ジオキサリン系有機リン、CFCBS、CMP、ホサロン、DDT*、BHC*、EPN*、ケルセン*、DQPN*
	殺菌剤	硫酸亜鉛、銅、有機銅、ジネブ、マンホブ、アンバム、メチラム、有機硫黄、テウラム、カルバジン酸系、DPC、キノキサリン系、NBT、PCNB、DAPA、CNA、フンスタキノ系、シクロヘキシミド、グリセオフルビン、ブラストサイジン-S、セロサイジン、NCS、ポリカーバメイト、サルチルアニリド、EBP、PCM、NCPA、ジクロン*、ファーマム*、ジラム*、ETM*、TPN*、キャブタン*、ニトロステレン*、トリアジン*、ダイホルタン*、硫酸銅*
	除草剤	2,4,5-T、MCP、エチルエステル、2,4PAエチルエステル、DCMU、CBN、ジクワット、トリフルラリン、キサントゲン酸塩、MCPP、MCPGA*、MCPB*、NIP*
C類	殺虫剤	アルドリノ、ヘプタクロル、クロルデン、ゲリス、DNOC、DNBP、ベンゾニオン
	殺菌剤	有機水銀、有機スズ、ジメチルアンバム、PCP(クロン)、PCP-Ba塩、NBA
	除草剤	DNBP、DNOC、DNBPA、有機スズ
指定	規制農薬	殺虫剤 エンドリン、ディルドリン、テロドリノ 除草剤 PCP

*印は本年再検討を予定されているもの。

18. 魚類に対する毒性試験法

〔試験法〕

魚類に対する急性毒性試験法としてはTL_m (median tolerance limit) 値を求める試験法で行う。TL_m 値は48時間におけるものを使用し、できる限り24時間、72時間におけるものを併記する。

(1) 装置および器具

試験容器は容量が10ℓ以上のガラス水槽を用い、方形のものでは3辺の比が、円筒形のものでは直径と高さの比が大きくないものが望ましい。同時に行う試験には同一種類の容器を用いなければならない。

(2) 供試生物

供試生物は原則として全長5cm前後のコイとする。ただしその農薬が水田に使用されないものであればヒメダカ、モツコなどを用いてもよいが、この場合はその毒性が他の農薬の毒性と容易に比較できるような参考資料を併記しなければならない。供試魚は試験条件になじませるため入手後供試までに最低1週間の期間を置く。この期間中は1日1回給餌し、試験前48時間は餌止めをする。

試験に際しては供試魚の大きさをできるだけそろえ、同一試験に供試する魚は同一条件で入手したものとする。この試験には病気または外見や行動に異状のある魚は使わないようにする。

(3) 試験条件および操作

試験の際の水温は20～28℃とし試験中の水温変化は±2℃以内にとどめるようにする。供試薬液の各濃度について同時に試験する固体数は少なくとも10尾とする。供試薬液の量は供試魚の体重1gについて1ℓ以上とする。必ず希釈に用いた水のみを対照区を設け、この区において10%以上の死亡率があった場合はこの試験結果は使用しない。

(4) 試験結果の取り扱い

試験結果からTL_m 値を求めるにはダートドロフの方法による。すなわち、片対数グラフの対数目盛に供試薬液の濃度を取り、普通目盛には生存率を取り、測定された生存率が50%より上の点と下の点で最も50%に近いものを選ぶ。この両点を直線で結び50%の線と交わる点の濃度をTL_m 値とする。

(5) 供試薬剤の取り扱い

ある農薬の試験はその製剤とともに原体について行うことが望ましい。水に親和しない原体はできる限り少量の適当な溶剤を加えて懸濁するようにする。なお、溶剤を使用した場合は溶剤のみの対照区をつくらなければならない。粉剤、水和剤はできるだけ毒性を把握するようにするが、この場合溶剤などは加えない。必要に応じて魚を入れる直前および24時間後に供試薬液を撹拌する。

〔ミジンコ類の試験法(暫定)〕

(1) 供試生物

ミジンコまたはタマミジンコの雌成体

(2) 試験条件

腰高シャーレに供試薬液を100ml入れる。薬液は農薬を井水に溶解させたものである。
一区に放すミジンコは約20尾とする。

(3) 試験方法

コイに対する毒性試験に準じて薬液の濃度段階をとり、3時間後のTLm値を測定する。生死の判定は触角の運動が停止しているものを「死」とする基準による。

農薬の登録申請に係る試験成績について

(平成 12 年 11 月 24 日 付け 12 農産第 8147 号 農林水産省農産園芸局長通知)

一部改正 平成 13 年 6 月 26 日 13 生産第 1739 号

一部改正 平成 14 年 12 月 10 日 14 生産第 7269 号

(別添)

「農薬の登録申請時に提出される試験成績の作成に係る指針」(抄)

試験項目	識別番号
1. 薬効に関する試験	
○適用病害虫に対する薬効に関する試験	
・薬効・薬害試験	1-1-1
2. 薬害に関する試験	
○適用農作物に対する薬害に関する試験	
・薬効・薬害試験	1-1-1
・限界薬量(又は濃度)薬害試験	1-1-2
・茶の残臭試験	1-1-3
・タバコの喫味試験	1-1-4
○周辺農作物に対する薬害に関する試験	
・漂流飛散による薬害試験	1-2-1
・水田水の流出による薬害試験	1-2-2
・揮散による薬害試験	1-2-3
○後作物に対する薬害に関する試験	
・後作物薬害試験	1-3
3. 毒性に関する試験	
○急性経口毒性試験	2-1-1
○急性経皮毒性試験	2-1-2
○急性吸入毒性試験	2-1-3
○皮膚刺激性試験	2-1-4
○眼刺激性試験	2-1-5
○皮膚感作性試験	2-1-6
○急性神経毒性試験	2-1-7
○急性遅発性神経毒性試験	2-1-8
○90日間反復経口投与毒性試験	2-1-9
○21日間反復経皮投与毒性試験	2-1-10
○90日間反復吸入毒性試験	2-1-11
○反復経口投与神経毒性試験	2-1-12

○28日間反復投与遅発性神経毒性試験	2-1-13
○1年間反復経口投与毒性試験	2-1-14
○発がん性試験	2-1-15
○1年間反復経口投与毒性試験／発がん性併合試験	2-1-16
○繁殖毒性試験	2-1-17
○催奇形性試験	2-1-18
○変異原性試験	
・復帰突然変異試験	2-1-19-1
・染色体異常試験	2-1-19-2
・小核試験	2-1-19-3
○生体機能影響試験	2-2-1
○動物体内運命に関する試験	2-3-1
○植物体内運命に関する試験	2-4-1
○土壌中運命に関する試験	
・好氣的湛水土壌中運命試験	2-5-1
・好氣的土壌中運命試験	2-5-2
・嫌氣的土壌中運命試験	2-5-3
○水中運命に関する試験	
・加水分解運命試験	2-6-1
・水中光分解運命試験	2-6-2
○水産動植物への影響に関する試験	
・魚類急性毒性試験	2-7-1
・ミジンコ類急性遊泳阻害試験	2-7-2-1
・ミジンコ類繁殖試験	2-7-2-2
・藻類生長阻害試験	2-7-3
○水産動植物以外の有用生物への影響に関する試験	
・ミツバチ影響試験	2-8-1
・蚕影響試験	2-8-2
・天敵昆虫等影響試験	2-8-3
・鳥類影響試験	
・鳥類強制経口投与試験	2-8-4-1
・鳥類混餌投与試験	2-8-4-2
○有効成分の性状、安定性、分解性等に関する試験	2-9-1～16
○水質汚濁性に関する試験	
・水質汚濁性試験	2-10-1

4. 残留性に関する試験

○農作物への残留性に関する試験

・作物残留性試験	3-1-1
・乳汁への移行試験	3-1-2

○土壌への残留性に関する試験

・土壌残留性試験	
・容器内試験	3-2-1-1
・ほ場試験	3-2-1-2
・後作物残留性試験	3-2-2

水産動植物への影響に関する試験(2-7-1~3)

魚類急性毒性試験(2-7-1)

1. 目的

本試験は、魚類に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確立すること等を目的とする。

2. 定義

- (1) 死亡：観察可能な動き（鰓ぶたの動き等）がなく、尾柄部に触れて反応がない場合魚は死亡しているとみなす。
- (2) LC_{50} (Median Lethal Concentration：半数致死濃度)：暴露期間中に供試生物の50%が死亡する被験物質の濃度をいう。
- (3) NOEC (No Observed Effect Concentration：最大無影響濃度)：対照区と比べて、何ら影響が認められない試験最高濃度をいう。
- (4) 被験物質：試験に用いる農薬の原体又は製剤をいう。
- (5) 基準物質：試験条件の再現性等を確認するために用いる物質をいう。
- (6) 試験物質：試験に用いる被験物質及び基準物質をいう。
- (7) 止水式試験：暴露期間中試験液を交換しない方式で行う試験をいう。
- (8) 半止水式試験：一定期間ごと試験液を容器ごとに交換する方式で行う試験をいう。
- (9) 流水式試験：連続的に試験液を供給する方式で行う試験をいう。

3. 供試生物

(1) 生物種

- ① 供試魚は、別表の魚種の中から選択する。
- ② 基準物質での LC_{50} を確認することが望ましい。

(2) 順化

- ① 供試魚は、試験に供する12日前までには入手し、維持しなければならない。
- ② 必要に応じて、入手時に薬浴を行う。
- ③ 供試魚は、試験に供する前の少なくとも9日間は、試験時における環境条件（水質等）と同様の条件下で順化しなければならない。
- ④ 餌は少なくとも週に5回与え、供試前24時間は給餌を行ってはならない。
- ⑤ 以下に掲げる基準により順化を行い、死亡率を記録する。
 - ア 順化開始後2日間の安定期間に続く7日間の死亡率が群の個体数の10%を超える場合には、当該群は廃棄する。
 - イ 群の死亡率が5~10%の場合、さらに7日間順化を継続し、群の死亡率が5%以上の場合は、当該群を廃棄するか、死亡率が5%未満になるまで順化を継続する。
 - ウ 群の死亡率が5%未満の場合において当該群の魚類を試験に供するものとする。

4. 暴露方法

止水式、半止水式又は流水式により試験を行う。

5. 暴露期間

96時間とする。

6. 供試魚数及び試験区の設定

(1) 供試魚数

試験区ごとに、少なくとも7尾使用する。

(2) 試験区の設定

① 試験濃度区の設定

ア 等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。

イ 試験濃度及び濃度公比は、予備試験の結果から定める。

ウ 濃度範囲には、供試魚のすべてが死亡する濃度と全く死亡しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部が死亡する濃度については、少なくとも2濃度含まれることが望ましい。

② 対照区の設定

ア 対照として、被験物質を含まない無処理対照区を設ける。

イ 試験原液の調製に助剤を使用した場合は、使用最高濃度の助剤を含む助剤対照区を設ける。

7. 試験液の調製

試験液の調製方法は、以下のとおりとする。なお、試験液及び試験原液は、試験に供する直前に調製することが望ましい。

(1) 原体を被験物質として用いる場合

① 易水溶性原体の場合は、被験物質を希釈水に溶解して試験液又は試験原液を調製する。

② 難水溶性原体の場合は、被験物質を機械的な手法により分散して試験液又は試験原液を調製するか、有機溶剤、乳化剤、分散剤等の助剤を用いて試験原液を調製する。助剤は、供試魚に対して毒性が弱く、使用濃度で供試魚に対して有害性が認められず、かつ、被験物質の性質を変えないものを用いる。

③ 助剤の試験液中濃度は、100mg/l（又は0.1ml/l）を超えないことが望ましい。

(2) 製剤を被験物質として用いる場合

製剤を希釈水に加え攪拌し、試験液又は試験原液を調製する。なお、製剤の調製には助剤は用いない。

8. 環境条件

(1) 収容密度

① 止水式及び半止水式による試験では、供試魚1g当たり1リットル以上の試験液量が必要である。

② 流水式試験では、さらに高い収容密度で試験を行うことができる。

(2) 水温

供試魚種の設定温度は別表のとおりとし、変動範囲は±2℃以内とする。

(3) 照明

12～16時間明期とする。

(4) 給餌

暴露期間中は給餌を行わない。

(5) 希釈水

① 試験に用いる水は、有害物質等試験の妨げになるものを含まず、飼育に用いた水と同じ供給源のもので、魚が良好に生存又は成長ができる水質であることが確認されて

いるものを用いる。

② 脱塩素水道水、天然水又は人工調製水を用いる。

③ 使用前には十分に暴気するとともに、温度調節を行う。

(6) 溶存酸素濃度

溶存酸素濃度は、暴露期間を通して飽和濃度の60%以上を保つようにする。必要に応じてゆるやかな暴気を行う。

(7) pH

試験液のpH調整は行わない。

9. 観察及び測定

(1) 供試魚の一般状態の観察

暴露開始後、少なくとも24、48、72及び96時間目に供試魚の一般状態を観察し、記録する。死亡魚は速かに試験系から取り除く。また、観察された異常は記録する。

(2) 被験物質濃度の測定

① 原体を被験物質として用いた場合には、各試験濃度区における被験物質の濃度を少なくとも暴露開始時、暴露終了時、換水前及び換水後に測定する。

② 被験物質濃度は、暴露期間中、設定濃度の80%以上であることが望ましい。

(3) 環境条件の測定

① 試験に先立って希釈水の水質を確認する。

② 各試験区における試験液の水温、溶存酸素濃度及びpHを少なくとも暴露開始時、暴露終了時、換水前及び換水後に測定する。

10. 結果の処理法

(1) 各濃度における死亡率の結果から、一般的に用いられる手法を用いて LC_{50} を算定する。

(2) 被験物質濃度の測定値が設定濃度から±20%以上変動している場合は、測定濃度の平均値に基づき LC_{50} を算定する。

11. 報告事項

(1) 試験物質について

(2) 試験魚について

種名、供給源、飼育方法、順化、供試魚数、供試魚の全長・体重、基準物質の LC_{50} 等

(3) 試験方法について

暴露条件、環境条件、観察及び測定項目等

(4) 試験結果について

① LC_{50} 及びその95%信頼限界(可能であれば各観察時間のもの)

② LC_{50} の算定方法

③ NOEC (NOECの値が求められなかった場合は、その理由を記すこと。)

④ 各観察時間における各試験区での累積死亡率

⑤ 暴露終了時における濃度－死亡率曲線のグラフ

⑥ 供試魚の異常な症状及び反応

⑦ 被験物質濃度の測定値(原体を被験物質として用いた場合のみ)

⑧ 環境条件の測定結果

水質、溶存酸素濃度、pH等

⑨ その他の事項

試験液の状態、試験結果に影響を及ぼした可能性のある事項等

12. 試験の妥当性

- (1) 暴露終了時において対照区の死亡率が10%を超えてはならない。ただし、10尾より少ない数を用いた場合は死亡が1尾を超えてはならない。
- (2) 溶存酸素濃度は暴露期間中、飽和濃度の60%以上でなければならない。

別表 試験生物種の条件及び設定温度

魚種	設定温度 (°C)	試験魚の全長 (cm)
コイ (<i>Cyprinus carpio</i>)	20~24	5.0 ± 1.0
ヒメダカ (<i>Oryzias latipes</i>)	21~25	2.0 ± 1.0
ブルーギル (<i>Lepomis macrochirus</i>)	21~25	3.0 ± 1.0
ニジマス (<i>Oncorhynchus mykiss</i>)	13~17	5.0 ± 1.0
グッピー (<i>Poecilia reticulata</i>)	21~25	2.0 ± 1.0
ゼブラダニオ (<i>Brachydanio rerio</i>)	21~25	2.0 ± 1.0
ファットヘッドミノー (<i>Pimephales promelas</i>)	21~25	2.0 ± 1.0

ミジンコ類急性遊泳阻害試験(2-7-2-1)

1. 目的

本試験は、甲殻類に対する被験物質の短期的影響に関する科学的知見を得ることにより、農薬使用時における安全な取扱方法を確認することを目的とする。

2. 定義

- (1) 遊泳阻害：試験容器を軽く振とうした後、15秒間全く水中を遊泳しない場合、遊泳阻害されたとみなす。
- (2) EC₅₀ (Median Effect Concentration：半数遊泳阻害濃度)：暴露期間に供試生物の50%を遊泳阻害する被験物質の濃度をいう。
- (3) NOEC (No Observed Effect Concentration：最大無影響濃度)：対照区と比べて、何ら影響が認められない試験最高濃度をいう。
- (4) 被験物質：試験に用いる農薬の原体又は製剤をいう。
- (5) 基準物質：試験条件の再現性等を確認するために用いる物質をいう。
- (6) 試験物質：試験に用いる被験物質及び基準物質をいう。

- (7) 止水式試験：暴露期間中試験液を交換しない方式で行う試験をいう。
(8) 半止水式試験：一定期間ごと試験液を容器ごとに交換する方式で行う試験をいう。
(9) 流水式試験：連続的に試験液を供給する方式で行う試験をいう。

3. 供試生物

(1) 生物種

- ① オオミジンコ (*Daphnia magna*) を用いる。ただし、当該種と同等の試験結果が得られるミジンコ類であれば他の種を用いてもよい。
- ② 供試生物は、経歴（入手源、飼育方法等）の明らかなものを用いる。
- ③ 基準物質でのEC₅₀を確認することが望ましい。

(2) 生育段階

生後24時間以内の個体（以下「幼体」という。）を用いる。

(3) 親ミジンコの飼育

幼体を得るための親ミジンコは、可能な限り試験環境条件（試験に用いる希釈水と同一の水質、水温等）に近い条件で一定期間飼育し、健康で繁殖の盛んな時期（通常2～4週齢）のものを用いる。

4. 暴露方法

止水式、半止水式又は流水式により試験を行う。

5. 暴露期間

48時間とする。ただし、供試生物の種によっては24時間とすることができる。

6. 供試生物数及び試験区の設定

(1) 供試生物数

試験区ごとに少なくとも20頭の供試生物を使用し、必要に応じて観察が可能な個体数に分割する。

(2) 試験区の設定

① 試験濃度区の設定

- ア 等比級数的に少なくとも5濃度区を設ける。
- イ 試験濃度及び濃度公比は、予備試験の結果から定める。
- ウ 濃度範囲には、供試生物のすべてを遊泳阻害する濃度と全く遊泳阻害しない濃度が少なくともそれぞれ1濃度、一部を遊泳阻害する濃度が少なくとも2濃度含まれることが望ましい。

② 対照区の設定

- ア 被験物質を含まない無処理対照区を設ける。
- イ 試験原液の調製に助剤を使用した場合は、使用最高濃度の助剤を含む助剤対照区を設ける。

7. 試験液の調製

試験液の調製方法は、以下のとおりとする。なお、試験液及び試験原液は、試験に供する直前に調製することが望ましい。

(1) 原体を被験物質として用いる場合

- ① 易水溶性原体の場合は、被験物質を希釈水に溶解して試験液又は試験原液を調製する。

② 難水溶性原体の場合は、被験物質を機械的な手法により分散して試験液又は試験原液を調製するか、有機溶剤、乳化剤、分散剤等の助剤を用いて試験原液を調製する。助剤は、供試生物に対して毒性が弱く、使用濃度で供試生物に対して有害性が認められず、かつ、被験物質の性質を変えないものを用いること。

③ 助剤の試験液中濃度は、100mg/l（又は0.1ml/l）を超えないことが望ましい。

（2）製剤を被験物質として用いる場合

製剤を希釈水に加え攪拌し、試験液又は試験原液を調製する。なお、製剤の調製には助剤は用いない。

8. 環境条件

（1）試験液量

ミジンコ1頭当たり5ml以上とする。

（2）水温

設定温度は20℃とし、試験期間中の変動範囲は±1℃以内とする。

（3）照明

12～16時間明期が望ましい。

（4）給餌

暴露期間中は給餌を行わない。

（5）希釈水

① 試験に用いる水は、有害物質等試験の妨げになるものを含まず、飼育に用いた水と同じ供給源のもので、ミジンコが良好に生存し、繁殖できる水質であることが確認されているものを用いる。

② 脱塩素水道水、天然水又は人工調製水を用いる。

③ 使用前には十分に暴気するとともに、温度調節を行う。

（6）溶存酸素濃度

溶存酸素濃度は、暴露期間を通して飽和濃度の60%以上に保つようにする。

（7）pH

試験液のpH調整は行わない。

9. 観察及び測定

（1）供試生物の一般状態の観察

暴露開始後24時間目及び48時間目における遊泳阻害の有無について観察し記録する。

（2）被験物質濃度の測定

① 原体を被験物質として用いた場合には、各試験濃度区における被験物質の濃度を少なくとも暴露開始時、暴露終了時、換水前及び換水後に測定する。

なお、試験区ごとに複数の容器を設けている場合には、各容器から試験液を等量採取し混和後、測定用試料に供する。

② 被験物質濃度は、暴露期間中、設定濃度の80%以上であることが望ましい。

（3）環境条件の測定

① 試験に先立って希釈水の水質を確認する。

② 各試験区における試験液の水温、溶存酸素濃度及びpHを少なくとも暴露開始時、暴露終了時、換水前及び換水後に測定する。

10. 結果の処理法

（1）各濃度における遊泳阻害率の結果から、一般的に用いられる手法を用いてEC₅₀を算

定する。

- (2) 被験物質濃度の測定値が設定濃度から±20%以上変動している場合は、測定濃度の平均値に基づきEC₅₀を算定する。

11. 報告事項

- (1) 試験物質について

- (2) 供試生物について

種名、経歴（入手源、飼育方法等）、基準物質のEC₅₀等

- (3) 試験方法について

暴露条件、環境条件、観察、測定項目等

- (4) 試験結果について

- ① EC₅₀及びその95%信頼限界(可能であれば各観察時間のもの)
- ② EC₅₀の算定方法
- ③ NOEC (NOECの値が求められなかった場合は、その理由を記す。)
- ④ 各観察時間における各試験区での累積遊泳阻害率
- ⑤ 暴露終了時における濃度－遊泳阻害率曲線のグラフ
- ⑥ 観察された影響
- ⑦ 被験物質濃度の測定値(原体を被験物質として用いた場合のみ)
- ⑧ 環境条件の測定結果
水質、溶存酸素濃度、pH等
- ⑨ その他の事項
試験液の状態、試験結果に影響を及ぼした可能性のある事項等

12. 試験の妥当性

- (1) 暴露終了時において対照区の遊泳阻害率が10%を超えてはならない。
- (2) 暴露開始時において対照区のミジンコが水面に浮いていてはならない。
- (3) 溶存酸素濃度は暴露期間中、飽和濃度の60%以上でなければならない。

食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて（案）

1 残留農薬基準と特定防除資材との整合性

食品中の残留農薬基準は、人が摂取すると健康影響を及ぼすおそれのある農薬成分について、農産物中に残留する量の限度を規制するものである。食品中の残留農薬基準については、食品衛生法第11条第1項の規程に基づき、食品衛生上の観点から、農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度として厚生労働大臣が定め、基準を超える農薬が残留する農産物に対し販売禁止等の措置が取られる。従って、農薬を使用する場合は残留農薬基準を超えて農薬が残留しないようにすることが必要である。

このため、農薬登録保留基準として残留農薬基準が用いられ、登録検査の段階で申請書に記載された使用方法どおりに農薬を使用した場合に残留農薬基準を超えないことを確認した上で登録している。また、農薬の使用場面において、この残留農薬基準を超えないよう、農薬使用基準を定め、農薬使用者にその遵守を義務付けている。

一方、特定防除資材はその原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとされており、農薬の使用方法を含む農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課されておらず、農薬使用基準の規制対象とはなっていない。

このため、残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材を特定防除資材に指定した場合、その含有成分が残留農薬基準を超えないように使用されることを法的に担保することができないといった問題が生じることから、残留農薬基準が設定された成分が含まれる資材については、特定防除資材に指定することはできず、使用方法が法的に規制される登録農薬としない限り農薬として使用してはならないものとするべきではないか。

2 指定保留資材のうち残留農薬基準が既に定められている成分を含有する資材

これまでに特定防除資材への指定が保留されている資材のうち、残留農薬基準が設定された成分をその成分として含むものは、殺虫成分であるピレトリンを1%程度含む除虫菊粉末が挙げられ、また除虫菊からピレトリンを抽出した後の抽出粕（ピレトリンを多少含む）もこれと同様のものと考えられる。

除虫菊粉末は、過去の農薬登録の際に、ウンカ類、アブラムシ類、アオムシ類等に対する殺虫効果が確認されており、一方で各種の毒性試験に基づきその有効成分であるピレトリンの一日許容摂取量（ADI）が設定されている。

なお、ピレトリンの他、臭素、鉛及びヒ素について残留農薬基準が定められている。これらの天然に存在する元素は、微量であればあらゆるものに含まれているが、これらの元素を含む化合物そのもの又はこれが意図的に加えられている資材については特定防除資材の指定の検討の対象外とすべきと考えられる。これらの元素を含む資材で、特定防除資材への指定が保留されている資材としては、種子にまぶして鳥の食害忌避に用いると情報提供のあった光明丹（別名鉛丹。四酸化三鉛）が挙げられる。

従って、現時点では、除虫菊を含む資材及び光明丹については、特定防除資材の指定の検討の対象から除外するべきではないか。

（参考）食品中に残留する農薬等のポジティブリスト化における特定防除資材の 取扱いの検討状況

特定防除資材については、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会において、食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」として整理する方向で検討が進められている。これは、特定防除資材が、その法律上の定義からみて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもののみが指定されることになっているためである。

〔審議の結果、修正した資料〕

特定防除資材の指定が保留されている資材の「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」への追加について（案）

○ 情報提供のあった資材のうち農薬に該当しないものと思われるもの

1 薬剤でないとと思われるもの

資材名	対象病害虫	対象農作物等	備考
アルファアルファペレット	水田雑草	イネ	分解に伴う還元、酸欠
くず大豆	水田雑草	イネ	分解に伴う還元、酸欠
くず米	水田雑草	イネ	分解に伴う還元、酸欠
米ぬか	水田雑草	イネ	分解に伴う還元、酸欠
鶏ふん	水田雑草	イネ	分解に伴う還元、酸欠

2 肥料に該当すると思われるもの

資材名	対象農作物等	使用目的	備考
有機酸カルシウム	トマト	カルシウム欠乏症の防止	

3 使用方法からみて農薬に該当しないと思われるもの

資材名	対象農作物等	使用目的	備考
ろう	果樹	せん定時に枝、幹の切り口に塗布し、病原菌の進入を防止	蒸散抑制による活着促進等を目的として使用する場合には農薬に該当
イソプロピルアルコール	きのこ	栽培資材の消毒	栽培時に「きのこ」の病害虫防除に用いる場合は農薬に該当
寒天	キウイ	人工受粉の花粉増量	
天照石	作物全般	土壌中の微生物を増やす	
微量要素（ホウ酸、鉄、亜鉛）	きゅうり、いちご	微量要素補給	
微量要素	うめ	ヤニ果防止	
アミノ酸	野菜	養分供給	
わさび	レタス	切り口の褐色防止	
ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	桑	蚕病予防	「桑」の病害虫防除に用いる場合は農薬に該当
マーガリン	コナジラミ類	施設野菜・花き	アクリル版に塗り、粘着させ殺虫

○ 情報提供のあった天敵のうち有害な天敵に該当するもの

アオバアリガタハネカグシ
オオスズメバチ
キイロスズメバチ
クロスズメバチ
コガタスズメバチ
モンズズメバチ
キアシナガバチ
セグロアシナガバチ
フタモンアシナガバチ

評価指針Ⅲの1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について（案）

1. 化学合成された界面活性剤等の明確化の必要性

評価指針Ⅲの1の(4)に、有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているものは特定防除資材の検討対象から除外すると規定されているが、農薬の補助成分として使用されている物質には様々なものがあるため、今後の指定作業の円滑化等に資するため、この「補助成分」について可能な限り明確化するとともに、明確化された物質を含む資材については特定防除資材に指定しない旨を明示していく必要がある。

2. 「化学合成」の定義

界面活性剤は、石けんや洗剤の主成分であり、産業的に使用されているものは全て何らかの物質を化学反応させて製造されたものである。しかしながら、石けん（脂肪酸ナトリウム）については、家庭用品品質表示法では「合成洗剤」とは区別されており、また社会通念上も合成洗剤とは異なるものとして取り扱われているため、「化学合成された界面活性剤等」には該当しないものとして扱う。

一方、石けん以外の界面活性剤は大まかに別紙のように分類され、その原材料は、ヤシ油や動物の油脂のようなものを原料とするものと石油等由来の化学工業製品に大別されるが、原材料が動植物由来のものか石油等かにかかわらず、同一の物質（製品）が製造されている場合も少なくないため、石油等を原料とするものだけを「化学合成された界面活性剤等」として特定防除資材の成分から除外することは不適切であり、原材料を問わず、原則として「化学合成された界面活性剤等」を含むものは、特定防除資材の検討の対象から除外することとする。

3. 検討対象範囲から除外する「補助成分」の範囲

界面活性剤の種類は非常に多く、一般に毒性の高いものは少ないものの、人畜に対する毒性や魚毒性は種類によっては有するものもある。このため、石けんの他、食品衛生法において使用量の制限がない乳化剤として食品添加物に指定されている以下の界面活性剤については、厳密に言えば化学合成された界面活性剤等に該当するが、特定防除資材の検討の対象から除外しないこととし、それ以外の界面活性剤は特定防除資材の検討の対象から除外することとしてはどうか。

- ① ショ糖脂肪酸エステル
- ② ソルビタン脂肪酸エステル
- ③ グリセリン脂肪酸エステル
- ④ プロピレングリコール脂肪酸エステル
- ⑤ レシチン（植物レシチン、分別レシチン、卵黄レシチン、酵素処理レシチン、酵素分解レシチン）

4. 界面活性剤以外の補助成分について

現在、特定防除資材の指定が保留されている資材に、界面活性剤以外の補助成分としてどのような成分が使用されているかは明らかになってはいないが、増粘剤、有機溶剤、溶解共力剤、凍結防止剤、防腐剤などが加えられている可能性がある。これら保留資材については、今後、その成分の分析・調査を行い、化学合成物質に該当すると考えられる成分が含まれていることが明らかとなったときには、特定防除資材の候補対象から除外する。

主な界面活性剤の分類と原材料

1. 陰イオン系界面活性剤

- ①高級脂肪酸塩（石けん）…油脂
- ②高級アルコール硫酸エステル塩…油脂、石油
- ③直鎖アルキルベンゼンスルホン酸塩…石油
- ④ポリオキシエチレンアルキルエーテル硫酸塩…油脂、石油
- ⑤ α -オレフィンスルホン酸塩…石油
- ⑥ α -スルホ脂肪酸エステル塩…油脂、石油

2. 陽イオン系界面活性剤

- ①アルキルトリメチルアンモニウム塩…油脂、石油
- ②ジアルキルジメチルアンモニウム塩…油脂、石油
- ③アルキルジメチルベンジルアンモニウム塩…油脂、石油
- ④Nメチルビスヒドロキシエチルアミン脂肪酸エステル・塩酸塩…油脂、石油

3. 両性イオン系界面活性剤

- ①アルキルアミノ脂肪酸塩…油脂、石油
- ②アルキルベタイン…油脂、石油
- ③アルキルアミノオキシド…油脂、石油

4. 非イオン系界面活性剤

- ①ポリオキシエチレンアルキルエーテル…油脂、石油
- ②ショ糖脂肪酸エステル…ショ糖、油脂
- ③ソルビタン脂肪酸エステル…糖類（ソルビトール）、油脂
- ④グリセリン脂肪酸エステル…油脂
- ⑤プロピレングリコール脂肪酸エステル…油脂、石油
- ⑥ポリオキシエチレンアルキルフェニルエーテル…石油

特定防除資材の取扱いが保留されている資材（液状活性炭等）の取扱いについて（案）

1 液状活性炭の概要

液状活性炭は、活性炭と可溶性デンプンを原材料とし、可溶性デンプンの分散作用で、細かな粉末にした活性炭を水中に微粒子状に分散させた黒色の液体である。

当該資材を湛水状態の水田に散布することによって、水田の地表部に達する光を遮断し、雑草の発芽及び生育を抑える効果を目的として使用される。

2 農薬の定義について

農薬取締法において農薬は、「①農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と、②病害虫の防除のために利用される天敵」と定義されている。

「薬剤」については、一般的に化学的作用をもつ物質を指す言葉として用いられているが、この場合の化学的作用とは、物質の化学反応に関するものだけでなく、物質固有の性質による作用を広くいうものである（例；液体に化学反応を起こさせるものではないが、その表面張力を低下させる性質を有する物質を「界面活性剤」というが、このような物質も薬剤に該当する。）

農薬は、対象とする病害虫や雑草に薬剤が直接作用したり、使用された農作物に抵抗性が誘導されることにより効果を発揮するものである。また、その作用の仕組みをみると、生体内の化学反応に作用することによって結果的に病害虫を防除するものが多いが、マシン油や界面活性剤のように、表面張力を低下させること等により害虫の気門をふさいで窒息死させたり、病原菌の胞子を飛ばなくすることで病気を抑えるものもあり、こうした作用の仕組みによるものも含め、現在農薬として使用されているものは化学的作用をもつ物質に該当すると考えられる。

（参考：「薬剤」等の定義（出典：広辞苑（岩波書店）第5版）

薬剤：薬の品々を調合したもの。薬品。薬物。くすり。

薬：①病気や傷を治療・予防するために服用又は塗布・注射するもの。水薬・散薬・丸薬・膏薬・煎薬などの種類がある。

②広く化学的作用をもつ物質。うわぐすり・火薬・農薬など。

薬物：薬となる物質。また、くすり。

化学：諸物質の構造・性質並びにこれらの物質相互間の反応を研究する自然科学の一分野。

化学的：化学により認識されるさま。物質の組成・性質・変化に関するさま。

なお、病虫害や雑草の防除法は、通常、(1)化学的防除、(2)機械的・物理的防除、(3)耕種的防除及び(4)生物的防除の4種類の方法に分類されており、化学的防除に用いられる薬剤は農薬取締法上の農薬に該当する一方で、機械的・物理的防除に用いられるマルチシート（物理的作用による雑草抑制と地温上昇の目的を兼ねる）や被覆ネット（物理的作用による害虫侵入防止目的）などの資材は、薬剤でないことから農薬に該当しないものとしたところである。

3 液状活性炭の取扱いについて

上記1から、液状活性炭は雑草等に対し何ら化学的作用を与えず、単に光を遮断するという物理的手段により雑草発生抑制の効果を期待するものであり、2の「薬剤」の概念に当てはまらない。

仮に液状活性炭を、防除効果があり、薬剤に該当するという理由により、農薬として取扱うこととした場合、同様な作用の仕組みを持つ土、砂や泥（雑草に覆いかぶせたり、水田水をかきまぜて濁らせることで光を遮断することにより雑草を防除できる）や、前回の合同会合で農薬に該当しないと判断した米ぬか（微生物の分解作用により水田水を濁らせることで光を遮断することにより雑草を防除できる）等の資材についても、農薬に該当する可能性があるものとして見直す必要が生じるが、このような資材は、まさに物理的手段による防除であり、現状どおり薬剤に該当しないとすべきである

従って、液状活性炭等の、光を遮断することにより雑草を防除する目的で使用される資材については、薬剤に該当しないことから農薬に該当しないものとして扱うこととする。

ただし、液状活性炭のような資材を農薬取締法の規制対象外とした場合に、こうした資材に化学的作用を有する除草剤を含有させることで防除効果の向上を図る資材が出回るおそれがあるが、こうした化学的作用を有する成分を含む資材は農薬に該当することから農薬取締法の対象として取締ることとする。

複数の原材料からなる混合物の取扱いについて

1 複数の原材料からなる混合物の取扱いに係るこれまでの検討の経緯

前回の特定農薬合同会合において、「複数の原材料からなる混合物」の取扱いについて、事務局から別紙1の資料により検討の論点及び整理の方向としての4つの案を提示し、検討をいただき、結論は次回以降に持ち越されたところである。

2 前回提示した4案の扱いについて

委員からいただいた意見を踏まえ、4案の扱いについては以下のとおりとしてはどうか

①案1及び案4について

委員の意見を踏まえ、案1及び案4については、以下の理由により適当でないこととしてはどうか。

・案1について

複数の原材料を混合した場合にはじめて薬効が生じる資材があり得、かつ混合物であることをもって特定防除資材の定義に該当しないとする積極的な理由はないことから、すべての混合物を特定防除資材の検討の対象から除外するという本案は適当でない。

・案4について

ある一定の混合割合の下で薬効及び安全性を確認したものについて、原材料の混合割合に何ら制限を設けずに指定の対象とすることは、どのような混合割合であっても同様に安全性を確保できる明確な根拠がないため、適当でない。

②案3について

一部の委員から案3が適当とする意見も出されたところであるが、原材料の混合割合が明確に規定された製剤については、以下のような理由から特定防除資材として指定は行わず、登録をとるべき農薬とすることとしてはどうか。

- ・ 特定防除資材については、製造、販売及び使用の各段階における規制が登録農薬に比べ格段に緩やかであり、また容器包装への表示の義務もないことから、原材料の混合割合を規定したとしてもそれを制度的に担保することが困難であること。
- ・ 多くの混合物の場合、原材料の混合割合を事後的に検証することは不可能であることから定められた混合割合以外の類似品を取り締まることが困難であること。
- ・ 異なる混合割合ごとに個別に指定を行っていくこととなれば、事実上製剤ごとに指定する仕組みとなるため、製剤ごとに登録されている登録農薬の間に本質的な違いがなくなること。
- ・ 製剤指定の場合は、当該製剤の安全性試験の結果からは有害性を示す結果が

得られない場合であっても、原材料の中に低濃度で有害な物質が明確に含まれることがあり得るが、原材料の中に農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがあるものが含まれている場合は、法律の定義に該当しないと考えられること。

③案2について

前回の合同会合では、案2が適当との意見又は案2を基本に検討すべきとの意見が多く、委員から出されたところである。この案については、委員の意見を踏まえ、原材料ごとの安全性の確認は必要であるが、原材料ごとにわざわざ薬効がないことを確認する必要性は低いことから以下のとおり修正した上で、これを採用することとしてはどうか。なお、この案の概念図を別紙2のとおり整理した。

<修正案>

「原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とすることとする。その場合は原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行うこととする。」

3 複数の原材料からなる混合物に発酵等の加工を加えたものについて

複数の原材料からなる混合物であっても、発酵等の加工工程を加えることにより原材料の有する性質が変わっているものについては、前回の合同会合における委員の意見を踏まえ、特定防除資材として指定すべきではなく、登録をとるべき農薬とすることとしてはどうか。

4 指定のイメージについて

特定防除資材として指定する際には、なんらかの形で品質を担保する必要があるとの観点から、単一の原材料からなる資材及び複数の原材料からなる混合物の指定のイメージを別紙3のとおり整理した。

5 今後の対応

混合物の取扱いについては、農業資材審議会農薬分科会へ報告した上で今後、評価指針の改正を行う際に評価指針の中にも位置づけることとしたい。

【第 4 回特定農薬合同会合 資料 3】

複数の原材料からなる混合物の取扱いについて（案）

1 複数の原材料からなる混合物の取扱いについての検討の必要性

これまで特定防除資材の検討においては、原則として製品若しくは銘柄を指定の対象とはせず、単一の原材料からなる資材を想定してきたところである。今般、「複数の原材料からなる混合物」について、その製造者から、指針に基づいた資料が提出され、当該混合物の特定防除資材への指定の要請がなされているところである。

当該資材については、今後、提出された資料の精査が終了次第、指定の可否についての手続きを進めることとなるが、これまで複数の原材料からなる混合物の特定防除資材への指定の是非については、十分な検討がなされていないことから、制度の運用上支障がないか等の論点も含め、その取扱いについて早急に整理する必要がある。

2 検討の論点

検討に当たっての主な論点は、以下のとおりである。

(1) 対象

- ①薬効や安全性の評価の対象は、混合物そのものとするのか、若しくは構成要素となる個々の原材料とするのか
- ②薬効の確保等のために、原材料の混合割合を明確に規定しなければならないものまでを指定の対象とすべきか

(2) 制度運用

- ①国民にとって制度のわかりやすさが確保されるか
- ②行政等指導機関による事後のチェック（特定防除資材でないものの取締等）が容易であるか
- ③指定に際して現行の評価指針で定められた資料に追加して必要となる資料はあるか

3 整理の方向

2 の論点を踏まえた上で、整理の方向としては、以下のような選択肢が考えられる。

（案 1）混合物は指定の対象としない。

（案 2）原則として混合物は指定の対象とはしないが、混合物として評価指針の要件を満たした上で、構成する原材料それぞれについて、安全性は確認されているが、それぞれ単独では薬効がないことが明らかであり、複数の原材料を混合した場合にはじめて薬効が確認されるようなものに限って対象とする。

（案 3）混合物として評価指針の要件を満たすことを確認した上で、その混合物の原材料の構成比が規定されたものに限って対象とする。

（案 4）混合物として評価指針の要件を満たしたものは、原材料の構成比にかかわらず、対象とする。

複数の原材料からなる混合物の取扱い案（修正案のイメージ）

A、B、Cを原材料とする資材について検討する場合に必要なとなる薬効・安全性の要件をそれぞれ整理した。なお、カッコ内は薬効・安全性が確認済かどうかの要件等に関する補足である。

原材料 A
安全性：確認済
薬 効：問わず

原材料 B
安全性：確認済
薬 効：問わず

原材料 C
安全性：確認済
薬 効：問わず

であって、さらに、

A、B、Cの混合物

安全性：一定の混合割合で確認済

（混合した際に化学変化等が生じず、安全性への影響がないこと
が明らかなものについては確認不要

薬 効：一定の混合割合で確認済

の場合は、**A、B、Cの混合物** について指定の対象となる。

この際、原材料ごとに安全性が確認されているため、指定の際には混合割合は規定しない。なお、薬効については、薬効が確認されている混合割合や使用方法等の情報提供を既に指定されている重曹、食酢と同様に行うこととし、薬効が確認されている混合割合と異なる混合割合の資材の薬効の担保については関係者の自己責任とする。

（補足）

A、B、Cの混合物 が指定された後に、**A、B、C、Dの混合物** を指定しようとする場合に追加で必要な資料

原材料 D
安全性：確認済
薬 効：問わず

+

A、B、C、Dの混合物

安全性：一定の混合割合で確認済

（混合した際に化学変化等が生じず、安全性への影響
がないことが明らかなものについては確認不要

薬 効：一定の混合割合で確認済

なお、類似の場合として、安全性及び薬効が確認されており特定防除資材に指定された特定防除資材[E]に、**A、B、Cの混合物**の資材を加えたA、B、C、Eの混合物については、特定防除資材同士の混用になるため、改めて農林水産大臣及び環境大臣の指定は不要であり、かつ当該資材の使用は特定防除資材の使用に該当するとして取扱うことができる。

品質等の規定が必要な特定防除資材の指定のイメージ (案)

植物の抽出物などの資材を特定防除資材として指定する場合の文言のイメージを、食品添加物指定の際の表現を参考として作成した。

1 単独で指定する場合の例

ショウガ抽出物

(ショウガ科ショウガ (*Zingiber officinale* ROSC.) の根茎より、室温時エタノール、で抽出して得られた、ジンゲロール類及びショウガオール類を主成分とするもので、抽出時に使用したエタノールが除去されたもの)

2 複数の原材料の混合物を指定する場合の例

ショウガ抽出物とダイズレシチンの混合物

(ショウガ科ショウガ (*Zingiber officinale* ROSC.) の根茎より、室温時エタノールで抽出して得られた、ジンゲロール類及びショウガオール類を主成分とするものと、マメ科ダイズ (*Glycine max* MERRILL) の種子より得られた油脂より分離して得られた、レシチンを主成分とするものの混合物で、抽出時に使用したエタノールが除去されたもの)

農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて（案）

1 農薬と混合して使用される糖類等の概要

平成14年に都道府県及びインターネットを通じて実施した『「特定農薬」に関連する農林業資材の情報の募集』を行ったところ、砂糖やブドウ糖等の糖類を登録農薬と混合して使用しているとの情報が多数寄せられた。また、その他にも、雑誌の記事として紹介されたものや農薬かどうかの取扱いについて照会がなされた類似の資材があり、これらの情報を別紙のとおりとりまとめた。

これらの資材に共通する特徴としては、

- ① 病虫害の防除効果の増強等を目的として登録農薬に混合して使用されるものであり、それ自体には病虫害防除効果はないと考えられる。糖類は、広く昆虫の摂食を刺激する効果があることが確認されており、これらの糖類が害虫の防除効果を増強するとされる根拠は、殺虫剤の忌避作用を緩和し、殺虫剤がかかった農作物を食べることを促すことによるものと推測される。
- ② 砂糖、ブドウ糖など、糖類が主成分であり、その他にも植物の成分等が加えられる場合があるが、基本的には食品として取り扱われるような物質が用いられている。

2 農薬と混合して使用される糖類等が農薬に該当するかどうかについて

上記1のとおり、農薬と混合して使用される糖類等は直接防除効果を生ずるものではない。実際に特定農薬評価指針に照らして特定農薬とすることは困難である。

従って、農薬と混合して使用される糖類等については、農薬取締法上の農薬に該当しないものとして扱うこととしてはどうか。

農薬に混合して用いられる糖類等に関する情報(提供のあった情報をそのまま引用してとりまとめたもの)

(別紙)

品名	資材の品質等に関する情報	主な用途・対象病害虫	主な使用農作物	主な使用方法等	使用状況等	主な効果等	安全性に関する情報	情報の出典
砂糖	市販の砂糖	アザミウマ類	キク等の花き類	500倍液を殺虫剤(ディプロテックス、オルトラン等)に加えることで殺虫効果が高まる。	一部バラなど花き農家で使用されている。	殺虫効果が高まる	食用である	平成14年特定農薬に関連する農林業資材に係る調査で都道府県から情報提供
砂糖	市販の砂糖	べと病等	リンゴ、ブドウ	ボルドー液100Lに400gを溶かす	管内ブドウ農家にて使用中	銅による葉害がでにくくなる	食品である	上に同じ
三温糖	市販の三温糖	アザミウマ類	バラ	200倍に希釈した液を他の農薬と混合	管内で10戸程度の使用実績	糖農薬の効果を高める	食品として流通	上に同じ
ブドウ糖	食用として使用されているブドウ糖顆粒	葉面散布、殺虫剤混用	バラ、菊、カーネーション	1000倍液を殺虫剤に混合	管内の花弁農家15戸で使用、今後増加傾向	殺虫剤に混合することで接触による殺虫効果を高める。	加工食品等にて使用されているため、人畜無害である	上に同じ
さーたーゆ	さとうきびの絞り汁を煮詰めて黒糖を作る途中の液体(さとうきび濃縮エキス)	アザミウマ、ダニ、アブラムシ類	キク等の花き類	3000～5000倍液を殺虫剤・殺ダニ剤に混合	2県で使用	殺虫・殺ダニ剤に混合することで効果を高め、農薬散布回数を減らすことができる。	さとうきびからの黒糖の製造過程のものである	現代農業2004年6月号((社)農山漁村文化協会)
害虫防除を補助する液	野菜等の植物の抽出物が原材料	各種の害虫	各種の農作物	500倍液を殺虫剤に混合		殺虫剤に混合することで効果を高め、農薬散布回数を減らすことができる。	野菜等の植物の抽出物と糖類が原材料である	農林水産省に直接照会

特定農薬（特定防除資材）として販売されるものの表示の指導について（案）

1 趣旨

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいない。

しかしながら、特定農薬合同会合において、特定防除資材が販売される場合は、何らかの表示がなされることが望ましいという意見があったことから、第7回農業資材審議会農薬分科会において、別紙のとおり、特定防除資材の表示の指導についての方向を提示し、委員の了承をいただいたところである。

現在、食酢が特定防除資材として販売されている事例が生じていることから、この指導について、以下のような方針で実施することとしたい。

2 指導の対象

特定防除資材を営利目的で不特定多数の者に対して販売する者を対象とする。

3 表示の場所

特定防除資材の容器または包装

4 表示の内容及び方法

購入者、特定防除資材使用者等が読みやすい字体及び大きさでなされることとし、その際、以下の事項について表示することとする。

- ① 特定防除資材（特定農薬）である旨
- ② 特定防除資材名
- ③ 全ての原材料
- ④ 主な有効成分
- ⑤ 内容量
- ⑥ 使用目的（対象病虫害及び効果等）
- ⑦ 使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）
- ⑧ 貯蔵上・使用上の注意
- ⑨ 製造または販売者の連絡先

5 その他の宣伝の内容について

パンフレット、チラシ、ホームページ等により行われる宣伝等の内容についても、必要に応じ、4に準じて指導を行うこととする。

【第7回農業資材審議会農薬分科会資料より抜粋】

特定防除資材（特定農薬）の表示の指導について

1. 趣旨

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されるものである。

特定防除資材を販売する際の表示については、農薬取締法第7条の規定に基づく表示の義務は課せられてはいないが、同法第10条の2により、有効成分の含有量若しくはその効果に関して虚偽の宣伝をしてはならないこととなっているところであり、使用者の便宜を図る上でも、殺虫、殺菌等の効果が確認される使用方法等について適切な表示が行われることが必要である。

また、同法第11条により、登録農薬及び特定防除資材以外の農薬を使用してはならないこととなっているため、法第2条第1項の規定により特定防除資材に指定された資材のみが「特定防除資材」である旨が明確に分かるように表示される必要がある。

このため、特定防除資材については、原則として2に掲げる事項についてその容器または包装に表示を行うよう指導することとする。

2. 表示が必要な事項

- ①特定防除資材（特定農薬）である旨
- ②特定防除資材名
- ③全ての原材料
- ④主な有効成分
- ⑤内容量
- ⑥使用目的（対象病虫害及び効果等）
- ⑦使用方法（対象農作物等、使用濃度、使用量）
- ⑧貯蔵上・使用上の注意
- ⑨製造または販売者の連絡先

特定防除資材（特定農薬）における論点整理について（案）

1. 特定農薬の制定

無登録農薬使用問題を契機として平成14年の臨時国会で農薬取締法が大幅に改正され、農作物の病虫害防除等には、登録されている農薬以外の使用はできない旨農薬の使用規制が新たに規定される一方、農家が自家製造する等して使用している防除資材のうち「原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」（特定農薬）については、農薬登録を不要とする制度が新設された。（別添1及び2）

2. 特定農薬の指定に係る検討体制

- （1）平成14年末の農薬取締法改正により、特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならないこととなった。これに伴い、第5回農業資材審議会農薬分科会（平成14年末）において、農業資材審議会の議事規則に基づき、特定農薬小委員会の設置につき了承、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会と合同で、特定農薬に係る合同会合を開催することとなった。
- （2）平成15年6月には食品安全基本法が制定され、特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととなった。（別添2）

3. 特定農薬の指定に係る検討経緯（主な了承事項：別添3）

- （1）平成14年末に農林水産省が「病虫害の防除や忌避等、農薬のような用途で使われていることを否定できないが原材料に照らし農作物、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないと思われる資材」（保留資材）につき都道府県及びインターネットを通じて情報収集。その結果、「食酢」、「重曹」及び「天敵（使用される場所の周辺で採取されたもの）」の3資材が指定されることとなった。第1回合同会合では、事務局からこれら資材の指定につき説明を行い、了承が得られた。また、「特定農薬」の名称を通称「特定防除資材」とすることとなった。
- （2）第2、3回合同会合了承事項
「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」が検討され、その後パブリックコメント手続きを経て平成16年3月に関係機関に通知された。また、農薬ではないとされる資材及び農薬として使用すべきでないもの（使用する場合には農薬登録が必要なもの）につき了承が得られた。

(3) 第4回合同会合了承事項

- ①魚毒性の判定に必要な試験の具体的な実施方針について
- ②食品中の残留基準の設定された成分を含有する資材の取扱いについて
- ③特定防除資材の指定が保留されている資材の「特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて」への追加について
- ④毒劇物に指定されている化学物質の取扱いについて
- ⑤評価指針Ⅲの1の（4）に規定する「化学合成された界面活性剤等」について

(4) 第5回合同会合了承事項

液状活性炭について指定の対象外として了承が得られた。

(5) 第6回合同会合了承事項

- ①複数の原材料からなる混合物の取扱いについて
- ②農薬と混同して使用される糖類等の取扱いについて
- ③特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について

〔関係機関への通知〕

- ・H16.3.1付き 15消安第6522号、環水土発第040301001号
特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針について
- ・H16.4.23付き 15消安第7436号、環水土発第040423001号
特定農薬（特定防除資材）に該当しない資材の取扱いについて
- ・H16.5.20付き 16消安第1083号、環水土発第040520001号
特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について

4. 特定農薬の指定の可否等に関する検討事項について

(1) 資材の定義について

既に特定農薬に指定されている「食酢」「重曹」については、社会通念上、一定の資材を指している。

しかし、特定農薬の候補資材の中には名称のみで社会通念上一定の性質を持つと判断されない資材もあり、これらの資材については、定義的な規格を設けることとしてはどうか。

【例：電解次亜塩素酸水の場合】

社会通念上、一定の資材を示すといえないため、定義的な規格が必要であると考える。

〔定義例〕

塩化カリウムと飲用適の水を用いて生成された電解次亜塩素酸水であって、pH6.5以下、有効塩素濃度10～60mg/kgのもの。

(2) 評価指針における「化学合成された物質」の取扱いについて

化学合成物質については、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する

る指針」(以下、「評価指針」という。)の中で指定に係る手続きの特定防除資材の検討対象とする資材の範囲として「原則として化学合成された物質」については、検討対象資材の範囲外との扱いと記載されている。しかしながら、化学合成物質の中には天然に存在しているものも存在することから、評価指針にある「原則として化学合成された物質」からは「人工的に合成可能であるが、天然にも存在する化学物質」は除いてはどうか。

(3) 薬効に係る考え方について

特定防除資材(特定農薬)の使用については対象作物や病害虫等、用途に対する制限がないため、理論上あらゆる農作物及び病害虫等に対して使用が可能である。しかしながら、全ての用途、対象作物に関する薬効データを求めるのは現実的でないことから実際に使用の認められる一部の用途につき薬効があると確認されれば、その資材は「薬効がある」としてはどうか。

なお、当該資材の販売に当たっては、薬効ありとされた農作物及び病害虫等用途について表示するよう指導することとする。

(4) 薬効の算出方法について

別添4 参照

特定防除資材（特定農薬）の仕組みができるに至った背景及び概念

ポイント：

特定防除資材（特定農薬）は、農薬使用に係る法令上の規制が新たに規定された際に、安全な資材の使用につき、それまでと比較して過剰規制とならないよう設定されたもの

1. 平成14年7月下旬から8月上旬にかけて、一部の業者が登録の無い農薬を輸入し、広域に販売していたことが発覚、当該業者が農薬取締法等違反の容疑で逮捕される事件が発生。一部農家は無登録農薬と知りながらこれを使用した。この結果、消費者の国産農産物への信頼が損なわれただけでなく、農作物の出荷自粛等の事態も生じた。このような事態を踏まえ、
 - (1) 無登録農薬が輸入されないよう水際の監視を強化するとともに
 - (2) 無登録農薬の使用を法的に禁止し、
 - (3) さらに違法な販売等が行われないよう罰則を強化する等の措置を講ずることが必要となった。
2. これを受け、平成14年12月11日に改正農薬取締法が公布された。改正内容は以下のとおり。
 - (1) 無登録農薬の製造及び輸入の禁止
 - (2) 輸入代行業者による広告の制限
 - (3) 無登録農薬の使用規制の創設（一部農家が無登録農薬と知りながら、これを使用していた実態を踏まえ、無登録農薬を農作物等の防除に用いることを法的に禁止する）
 - (4) 農薬の使用基準の設定
 - (5) 法律違反の罰則の強化
3. このうち、上記2. (3) を法律に盛り込むのに伴って、農家が使用している防除剤、天敵等のうち安全性の明らかなものについてまで全て登録制度に載せるといふことになるとかなり過剰規制になることから、過剰規制を回避するために特定防除資材（特定農薬）の仕組みが制定された。

特定防除資材の法律的位置付け

1. 定義

原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(農薬取締法第2条1項、農林水産大臣・環境大臣による告示)

2. 使用方法に関する規制

農薬使用基準の対象から除外

3. 表示に関する規制

使用方法等の表示義務は課せられていないが、表示項目について指導を実施

4. 指定に当たっての法律技術的制約

法律上の定義を満たすものであれば、いかなる農薬でも指定は可能

5. 指定の手続きに関する法律上の規定

特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならない特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは農業資材審議会の意見を聴かなければならない(農薬取締法第16条第3項より抜粋)。

関係各大臣は、特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするときは食品安全委員会の意見を聴かなければならない(食品安全基本法第24条第1項第2号に基づき改変)

参考：特定農薬関係条文

【改正農薬取締法】

(定義)

- 第1条の2 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病虫害」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。
- 2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

(農薬の登録)

- 第2条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第15条の2第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第7条の規定による表示のあるものを輸入する場合 その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

(使用の禁止)

- 第11条 何人も、次の各号に掲げる農薬以外の農薬を使用してはならない。ただし、試験研究の目的で使用する場合、第2条第1項の登録を受けた者が製造し若しくは加工し、又は輸入したその登録に係る農薬を自己の使用に供する場合その他の農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。
- 一 容器又は包装に第7条の規定による表示のある農薬（第9条第2項の規定によりその販売が禁止されているものを除く。）
 - 二 特定農薬

(農業資材審議会)

- 第16条 (略)

2 (略)

- 3 農林水産大臣及び環境大臣は、第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第12条第1項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

【食品安全基本法】

(委員会の意見の聴取)

- 第24条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第11条第1項第1号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第3号に該当すると認める場合は、この限りでない。

1 (略)

- 2 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第1条の3の規定により公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、同法第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は同法第3条第2項（同法第15条の2第6項において準用する場合を含む。）の基準（同法第3条第1項第6号又は第7号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を除く。）を定め、若しくは変更しようとするとき。

(以下 略)

(別添3)

合同会合等における主たる承事項（注1）

了承事項	参照文書
1. 特定農薬の指定に関する各種考え方	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
2. 特定農薬の指定の可否に係る了承事項	
複数の原材料から製造された個別の製品（商品）を特定農薬として指定することについては、適切でない	市場開放問題苦情処理対策本部苦情受付・処理状況（OTO 番号 660 処理内容抜粋、平成15年3月6日、農林水産省、環境省回答）
病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進もしくは抑制の効果が確認されること	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認された資材であること	同上
以下に掲げるものに該当しないこと ・原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く） ・抗生物質 ・天敵微生物（弱毒ウイルスを除く） ・有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの	同上
薬剤でないもの（物理的防除等）に該当しないこと	農薬ではないとされるもの（平成15年5月、第3回合同会合）
「天敵」については、左記資料に示された動物（アイガモ、牛等）、植物（マリーゴールド等）その他に該当しないこと	同上
肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当しないこと（注2）	同上
使用方法から見て農薬に該当しないもの（使用例） ・目印・増量剤として使用 ・浚取り用 ・防除機や樹幹の凍結防止 ・散布後や養液栽培中の農薬の分解促進 ・食味向上、品質促進 ・塗布による物理的な病菌侵入防止 ・水（注3）	同上
食品中の残留農薬基準が設定された成分を含む資材でないこと	食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて（平成16年11月、第4回合同会合）
毒劇物に指定されている化学物質（水酸化ナトリウム等）に該当しないこと	毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について（平成16年11月、第4回合同会合）

了承事項	参照文書
化学合成された界面活性剤等を含むものに該当しないこと（注4）	評価指針Ⅲの1の（4）に規定する「化学合成された界面活性剤等」について （平成16年11月、第4回合同会合）
原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする（原材料の混合割合は規定しない）。安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行う。（注5）	複数の原材料からなる混合物の取扱いについて （平成17年8月、第6回合同会合）
農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。（注5）	農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて （平成17年8月、第6回合同会合）
3. その他の主な了承事項	
特定防除資材の水産動植物の実証試験については、原体でなく、製剤で行うことが適当である。	魚毒性の判定に必要な試験の具体的実施方針について （平成16年11月、第4回合同会合）
商品として販売されている保留資材については、原則として製造者等から国へ評価に必要な資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。	特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて （平成16年11月、第4回合同会合）
特定防除資材（特定農薬）として販売されるものについては、左記の資料に掲げる方針で表示を指導する。	特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について （平成17年8月、第6回合同会合）

（注1）詳細は、それぞれの参照文書を参照のこと。

（注2）副次的に病虫害への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの。

（注3）水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

（注4）石けん及び食品衛生法上使用量の制限がないものを除く。

（注5）パブリックコメント手続きは未実施。

薬効の算出方法について（追加）
（評価指針Ⅳの2（2）検討対象資材の薬効が確認される目安）

1 薬効に関する評価について

特定防除資材（特定農薬）の評価指針Ⅳの2の（1）に、試験成績等に係る資料については、従来、防除価（数字が大きい方が効果が高い。）を基準に評価を行っていたところである。

平成17年8月31日に開催された農薬資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（第6回）において、以下の算出方法を事務局から紹介したところであるが、以下を評価指針Ⅳの2（2）検討対象資材の薬効が確認される目安の「①病虫害又は雑草の防除に使用する資材の場合」の目安に追加してはどうか。

2 算出方法等について

（1）補正密度指数

害虫の防除効果試験において、処理区と無処理区の効果の評価に用いられる指数である。これは、散布前の密度の違いを考慮し、各調査時点の無処理区の密度を100とした場合の各区の発生割合を示している。

【算出方法】

$$\text{補正密度指数} = \frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{処理区の散布前虫数}} \times \frac{\text{無処理区の散布前虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$$

【評価について】

補正密度指数が「50未満」であること。（数字が小さい方が効果大。）

（2）密度指数

害虫の調査において、散布前の調査を行わなかった場合に使われる指数である。定植時処理剤のように、処理時における初期虫数が通常著しく低いような場合に用いられる。計算式は以下のようになる。（無処理区：100）

【算出方法】

$$\text{密度指数} = \frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$$

【評価について】

密度指数が「50未満」であること。（数字が小さい方が効果大。）

特定防除資材の保留資材の今後の取扱いについて（案）

I 特定防除資材及び特定防除資材の指定が保留されている資材（保留資材）について

1 特定防除資材制度と保留資材

- (1) 無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材制度を創設した。
- (2) 平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
- (3) 合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。その他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留し、安全性等の情報を収集することとした（保留資材）。

2 保留資材の取扱い

- (1) 保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報提供がなされたものであることから、暫定的な整理として、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限りにおいては、使用者が自分の責任と判断で使うことは可能とした（別添1）。
- (2) その後、科学的知見から、その安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、依然として475種類の保留資材が存在している。（平成19年9月末現在）。

3 保留資材に関する課題

- (1) 制度創設後4年半が経過した現在においてもなお、多くの保留資材について安全性の確認が行われていない状況にある。
- (2) 安全性の確認に必要なデータについては、これまで収集を行うとともに、製造者等にその提供を求めてきたところである。しかしながら、問い合わせも含め製造業者等からの情報提供は少なく、使用実態も不明確なため、評価を開始できない資材が多く存在する状況にある。
- (3) 現在まで保留資材の使用による問題は報告されていないものの、安全性を評価せずに、保留資材として使用可能とすることは、食品の安全確保の観点から不適切である。
- (4) また、昨年12月に「有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）」（参考資料4）が成立し、今後有機農業の推進に関する動きが加速化することが想定

されることから、このまま保留資材を残しておくことは、現場の混乱を引き起こす可能性もあり、この観点からも不適切である。

Ⅱ 今後の対応方向

1 保留資材の整理

- ① これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。
- ②-1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- ②-2 使用実態が把握できない資材については、パブリックコメントにより情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。
- ③ これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2のとおりに区分した上で、区分Aに分類された資材について、特定防除資材に当たるか否か、次回（第9回）以降の合同会合で順次検討を行うこととする。

2 具体的な区分

区分A：既にデータ等が提出されているか、現場で使用されている資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータ検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

区分B：有機農家等に対する調査で情報が得られなかった資材→情報を収集

パブリックコメントの際に、使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）についての情報提供を求めることとする。

本区分に分類される資材のうち、使用実態を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分Aに分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

区分C：保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除することとし、パブリックコメントにおいてその可否について意見を募集する。

- ① これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材
- ② 文献等により、毒性を有している可能性がある資材
- ③ 他の法令で既に規制されている資材
 - ・ 人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材

- ・ 環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材
- ④ 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件（別添2）から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材
- ⑤ 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

3 区分Cに分類された資材の取扱い

- (1) ①、④に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触する恐れがあるので、宣伝等は行わないよう指導する。

なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

- (3) ③、⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

(別添 1)

農薬取締法の一部を改正する法律の施行について (局長通知)

(平成15年3月13日14生産第10052号) (抜粋)

3 特定農薬

(1) 特定農薬の定義

特定農薬とは、新法第2条第1項において、「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義される。特定農薬については、新法において無登録農薬の製造、輸入及び使用の各段階での規制を強化したが、農作物の防除などに使用する薬剤や天敵で、原材料からみて明らかに安全上問題のないものにまで登録の義務を課すことは過剰規制になるとの判断から、農林水産大臣及び環境大臣が指定したものについては、登録を受けなくても製造、加工、輸入又は販売することを可能としたものである。

特定農薬の指定に当たっては、新法第16条第3項の規定に基づき、農業資材審議会への諮問及び答申を経て、特定農薬を指定する件 (平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号) を定め、食酢、重曹及び使用場所と同一都道府県内で採取された天敵が指定されたところである。

なお、「特定農薬」の名称が、化学合成農薬を連想させるとして、有機栽培農家等から「農薬」以外の名称を用いるべきであるとの要望が強いことから、今後「特定防除資材」の通称を用いることとする。

(2) 特定農薬としての指定が保留された資材の取扱い

農林水産省及び環境省において、特定農薬として指定すべき農薬の検討に当たって、平成14年11月から12月にかけて、農業生産現場で使用されている農業資材についての実態調査を実施した結果、全国から約740種、のべ約2900種の資材に関する情報の提供があった。これらの情報について、農業資材審議会において検討を行い、そもそも「農薬」に該当しないアイガモやコイ、防虫シート等を除外し、平成15年1月30日の農業資材審議会において、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定農薬として指定すべきとの答申がなされた。

一方、各方面から情報の提供があった多くの種類の資材について、特定農薬の指定の可否を検討したが、限られた時間内に得られた各資材の効果及び安全性の情報が十分でないことから、多くの資材は特定農薬としての指定の判断を保留することとされたため、今後、効果や安全性について、データ収集等により、順次評価していくこととしている。なお、判断が保留されたものであっても、農薬としての効果を謳って販売されるものは、従来どおり取締りの対象とするが、使用者自らが農薬と同様の効能があると信じて使用するものは、この限りでない。

(3) 特定農薬の規制

特定農薬については、以下のような規制を行うこととする。

ア. 特定農薬を販売する者は、氏名、住所及び販売所を都道府県知事に届け出なけ

ればならない。

イ. 農林水産大臣は、特定農薬の使用に伴って人畜への危害が発生することを防止するため必要があるときは、販売者に対し販売の制限又は禁止をすることができる。

ウ. 製造者、輸入者及び販売者は、帳簿に製造数量や譲渡数量を記入し、少なくとも3年間帳簿を保存しなければならない。

エ. 虚偽の宣伝を禁止する。

(別添2) 合同会合等における主な了承事項

了承事項	参照文書
1. 特定農薬の指定に関する各種考え方	
	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
平成17年4月に施行された改正水産動植物被害防止に係る登録保留基準との整合性、今までの了承事項等に留意し、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「水産動植物に対する安全性に係る試験の具体的な実施方針について」を改正する。（注5）	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針改定（案）について （平成18年3月、第7回合同会合）
2. 特定農薬の指定の可否に係る了承事項	
複数の原材料から製造された個別の製品（商品）を特定農薬として指定することについては、適切でない	市場開放問題苦情処理対策本部苦情受付・処理状況 （OTO 番号 660 処理内容抜粋、平成15年3月6日、農林水産省、環境省回答）
病虫害や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進もしくは抑制の効果が確認されること	特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針（平成15年5月、第3回合同会合）
農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認された資材であること	同上
以下に掲げるものに該当しないこと ・原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く） ・抗生物質 ・天敵微生物（弱毒ウイルスを除く） ・有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの	同上
薬剤でないもの（物理的防除等）に該当しないこと	農薬ではないとされるもの （平成15年5月、第3回合同会合）
「天敵」については、右記資料に示された動物（アイガモ、牛等）、植物（マリーゴールド等）その他に該当しないこと	同上
肥料（成分が植物に吸収されて栄養的にはたらくもの）に該当しないこと（注2）	同上

了承事項	参照文書
使用方法から見て農薬に該当しないもの (使用例) ・目印・増量剤として使用 ・洗取り用 ・防除機や樹幹の凍結防止 ・散布後や養液栽培中の農薬の分解促進 ・食味向上、品質促進 ・塗布による物理的な病菌侵入防止 ・水 (注3)	同上
食品中の残留農薬基準が設定された成分を含む資材でないこと	食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材の取扱いについて (平成16年11月、第4回合同会合)
毒劇物に指定されている化学物質 (水酸化ナトリウム等) に該当しないこと	毒劇物に指定されている化学物質の取扱い等について (平成16年11月、第4回合同会合)
化学合成された界面活性剤等を含むものに該当しないこと (注4)	評価指針Ⅲの1の(4)に規定する「化学合成された界面活性剤等」について (平成16年11月、第4回合同会合)
原則として混合物は指定の対象とはしないが、すべての原材料について、その安全性が各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が確認された場合にあっては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とする (原材料の混合割合は規定しない)。安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等必要に応じ確認を行う。(注5)	複数の原材料からなる混合物の取扱いについて (平成17年8月、第6回合同会合)
農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。 (注5)	農薬と混合して使用される糖類等の取扱いについて (平成17年8月、第6回合同会合)
1. 「特定農薬 (特定防除資材) に該当しないこととする資材の取扱い (追加 案) について、意見等がなかったことから、今後の農業資材審議会農薬分科会に報告する。 2. 食品をそのまま用いるものについては、原則として特定農薬 (特定防除資材) の候補資材からは除外する。(注5)	特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて (平成18年3月、第7回合同会合)

了承事項	参照文書
特定防除資材の水産動植物の実証試験については、原体でなく、製剤で行うことが適当である。	魚毒性の判定に必要な試験の具体的実施方針について (平成16年11月、第4回合同会合)
商品として販売されている保留資材については、原則として製造者等から国へ評価に必要な資料の提供がなされ、国がこれを受けて指定の可否を判断すべきものと考えられる。	特定防除資材の指定が保留されている資材の今後の取扱いについて (平成16年11月、第4回合同会合)
特定防除資材（特定農薬）として販売されるものについては、右記の資料に掲げる方針で表示を指導する。	特定防除資材（特定農薬）として販売されるものの表示の指導について (平成17年8月、第6回合同会合)

(注1) 詳細は、それぞれの参照文書を参照のこと。

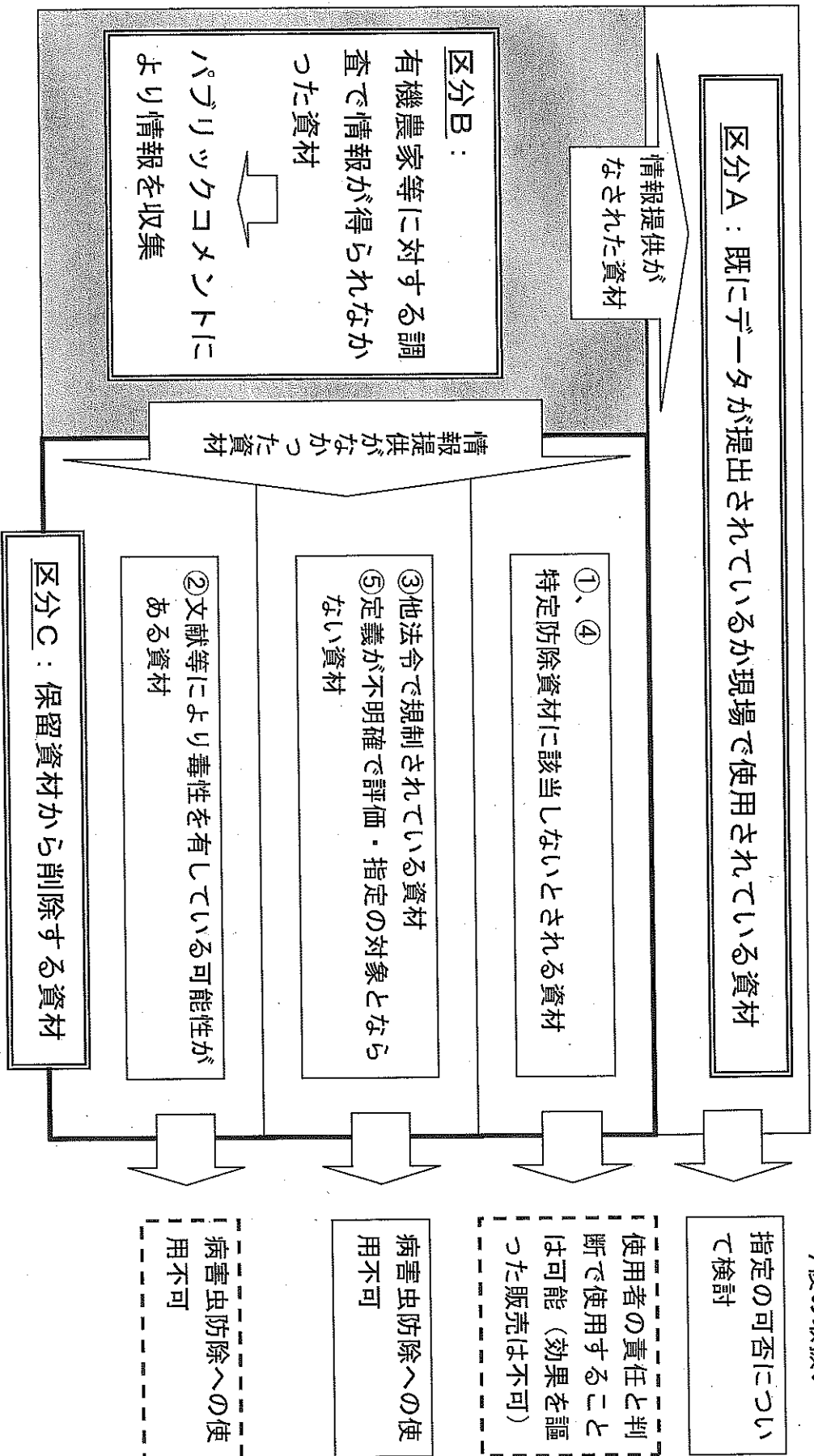
(注2) 副次的に病虫害への抵抗性を高めたり、成長を促進する効果がある場合があるが、これらの効果をもって農薬であると認めることは困難であると判断されるもの。

(注3) 水は様々なものを溶かす性質があるが、常温では不活性物質であり、使用方法に関わらず「薬剤」には該当しないと考えられる。

(注4) 石けん及び食品衛生法上使用量の制限がないものを除く。

(注5) パブリックコメント手続きは未実施。

(別添3) 区分とその取扱い (概念図)



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

「特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）」に関するご意見・情報の募集に関する結果について（案）

「特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）」に関するご意見・情報の募集について、概要をとりまとめましたので公表します。

1. 意見の募集方法

【意見・情報募集期間】 平成19年12月17日から平成20年1月18日

【告知方法】 農林水産省及び環境省ホームページ、記者発表

【意見提出方法】 電子メール、ファックス、郵送

2. 意見募集の結果概要

【受付数】 61通

【延べ意見・情報件数】 65件

【意見内容の内訳】

区分Aに関する意見・情報提供	3件
区分Bに関する意見・情報提供	9件
区分Cに関する意見・情報提供	19件
新たな資材に関する意見・情報提供	31件
その他	3件

特定防除資材(特定農薬)の指定が保留されている資材の取扱いに関するパブリックコメントについて(案)

(1) 区分Aに分類された資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
酸性電解水をC-3とすべき。	1	製造方法の明確化により安全性に関する解決措置が示されており、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があったことから保留資材とします。
インドセンダンの葉を保留資材とすべき。	1	「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があったことから保留資材としています。
ニンニクを保留資材とすべき。	1	ニンニクの根茎以外の使用実態に関する情報が得られたことから、ニンニクとして保留資材(区分A)とします。

(2) 区分Bに分類された資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
カイネチンを保留資材とすべき。	1	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。
甘草(マメ科カンゾウ)を保留資材とすべき。	1	
インスタントコーヒーを保留資材とすべき。	1	
トレハロースを保留資材とすべき。	1	
インドール酢酸を保留資材とすべき。	1	
稲にケイ酸を補給する目的で活性炭(原材料もみ殻)を保留資材とすべき。	1	使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当しないことから区分C-4とします。
乳酸酸性によるpH低下を目的とした乳酸菌を保留資材とすべき。	1	
尿素は施肥目的で使用されるためC-4とすべき。	1	使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当せず、肥料取締法に該当することからC-3とします。
免疫力を増進する目的でキトサンを保留資材とすべき。	1	キトサンは食品衛生法で規制されていることからC-3とします。

(3) 区分Cに分類された資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
植物油又はサラダ油を保留資材とすべき。	2	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。
アセビを保留資材とすべき。	1	アセビは枝葉に有毒成分である「アセボチン」を含んでいる文献があることから、区分C-2とします。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
ユッカ(リュウゼン草科)を保留資材とすべき。	1	魚毒性を有する「サポニン」を含んでいることから、区分C-2としております。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
キラヤ材(シャボンの木)を保留資材とすべき。	2	

ニーム粕、椿油粕及びタバコ粕の混合物を保留資材とすべき。	1	混合物については、審議会における審議において、全ての原材料について安全性が確認されており、かつそれらを混合した混合物として適切であることが確認された場合について特定防除資材の指定対象とすることが可能となっております。
米糠を保留資材とすべき。	1	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材（区分A）とします。
スキムミルクを保留資材とすべき。	1	
以下の資材について、「区分C-1」として使用者の責任と判断で使用するのを問題なしとするのは過りではないか。 (72) 硫黄 (74) クレオソート（クレゾール） (75) ジベレリン (76) 消石灰 (78) ナフタレン (79) 生石灰 (80) ホウ酸 (83) 硫酸銅 (84) 塩化ベンザルコニウム (85) 塩基性塩化銅 (86) 灯油	2	ご指摘の通り、当該資材は、農薬取締法第2条第1項の規定に基づく登録が必要な資材であることから、保留資材の対象から除外します。
アスコルビン酸を保留資材とすべき。	1	食品衛生法第10条の規定に基づく指定添加物であることから、区分C-3とします。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
クエン酸を保留資材とすべき。	1	
ソルビトールを補助資材として特定防除資材の利用を認めること。	1	審議会において糖類を補助資材として使用することは、直接防除効果を生じないため、農薬に該当しない結論がでていることからC-2とします。
グリセリンを補助資材として特定防除資材の利用を認めること。	1	食品衛生法第10条の規定に基づく指定添加物であることから、区分C-3とします。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。なお、評価指針では、有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が含まれた資材は、特定防除資材の検討対象からはずす規定が定められているが、食品衛生法において使用量が定められていない界面活性剤については、特定防除資材の検討対象とします。
グアヤコールを保留資材とすべき。	1	薬事法に基づく第2類医薬品に指定されていることから、区分C-3とします。「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
食品添加物をC-1とすべき。	1	食品添加物は食品衛生法で規制されていることからC-3とします。

消防法で規制される60%以上のエタノールのみがC-3と解釈するのか。	1	「エタノール」は、消防法でいう第4類の危険物であり、60%(重量%)以上の製品が消防法の適用となります。また、指定数量は400Lと定められており、この量を超えれば消防法の対象となることから、区分C-3として分類しております。 一方、特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に対し害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして指定されたものあり、使用濃度・使用量・使用方法是決まられていないことから、使用者が効果を期待する使用濃度・使用方法で使うことができます。そのため、使用にあたって、使用量・使用方法等に規制があるような資材については、原則として、特定防除資材としての指定の対象から除外されますが、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
食用きのこ菌をA、C-1又はC-4のいずれかにすべき。	1	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。

(4) 区分外資材に関する意見

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
植えたミント系ハーブを保留資材とすべき。	1	植えてある植物全般につきましても、農薬でないものとしております。
二酸化チタンを保留資材とすべき。	2	使用実態に関する情報が得られたことから保留資材(区分A)とします。
第8版食品添加物公定書で記載されたアニスアルデヒド、イオノン、オイゲノール、シンナムアルデヒドなど93品目については、食品添加物に関する安全性データがあることから他の香料(区分C-⑤)と分けて考えるべき。	1	「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
香料は食品、化粧品等身近な製品に広く使用され、経口摂取や吸入摂取を前提に古くから世界中で使用されており、安全性の高い資材のため、安全性の面から見てC-1が妥当である。	1	C-⑤に分類された資材であっても、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。なお、個別資材の特定や定義が不明確なものは、C-1に分類することは困難と考えます。
弱毒ウィルスを登録保留資材とすべき。	20	審議会において、特定防除資材の検討対象とする結論が得られていることから、保留資材(区分A)とし、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
酸化チタンをコーティングしたポリエチレンシートを保留資材とすべき。	1	使用目的及び使用方法から、農薬及び特定防除資材に該当しないことから区分C-4とします。
オリゴ糖は、いもち病等の防除に関する研究成果があることから区分C-1として使用してよい。	1	区分C-1は、特定防除資材に該当しないと判断された資材のため、特定防除資材として使用できません。ただし、製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材(特定農薬)指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液を保留資材とすべき。	1	混合物については、審議会における審議において、全ての原材料について安全性が確認されており、かつそれらを混合した混合物として適切であることが確認された場合について特定防除資材の指定対象とすることが可能となっております。

西洋ワサビ、カラシをワサビ同様に保留資材とすべき。	1	「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
食酢と同様に粉末酢酸を保留資材とすべき。	1	食酢は、酢酸濃度が一定の範囲内に収まることから、安全性などの担保が可能ですが、当該資材の場合は、酢酸濃度の範囲が不確定であることから、特定防除資材としての検討を行う必要があります。
酢酸を保留資材とすべき。	1	

(5) その他

意見等の概要	件数	意見に対する考え方
改良普及指導員等が区分C-1及びC-4の資材を病虫害防除又は成長促進を目的に指導助言を行う場合は、宣伝行為に該当するのか。	1	指導助言を行う行為は、宣伝行為に該当します。
区分C-3又はC-⑤に分類された資材は、特定防除資材として認められないのか。又は、安全性等が示されれば特定防除資材の対象となりうるのか。	1	製造方法を明確にする等により安全性に関する問題が解決され、「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」及び「特定防除資材の指定に関する資料を提出する際の資料概要の様式及び記入例について」に基づいた資料の提出があった際は、特定防除資材としての検討を行います。
堆肥（牛）、稲藁、枝葉破砕材及び粉碎材を殺菌、成長促進及び開花促進剤としての効果について情報提供して頂きたい。	1	パブリックコメントは広く国民の皆様からのご意見・募集するものであり、情報をいただきたいと思います。

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）に関する
ご意見・情報の募集について

平成19年12月17日
農林水産省消費・安全局

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）について、広く国民の皆様
からご意見・情報を募集いたします。

今後、提出していただいたご意見・情報を検討し、最終案を決定する予定です。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）（公示資料（1））につ
いて、広く国民の皆様からのご意見・情報を募集するとともに、提出されたご意見・情報を
検討し、最終案の内容に適宜反映させることを目的として行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室にて配布及び農林水産省ホームページ
(<http://www.maff.go.jp>)に掲載

3 ご意見・情報の提出方法

ご意見・情報は、[意見提出用紙]（公示資料（2））の様式により、以下に掲げるいずれ
かの方法で提出して下さい。

（1）郵送：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室（担当：農薬指導班）

（2）ファクシミリ：03-3501-3774

4 ご意見・情報を提出する際の留意事項

提出されるご意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・
職業を、法人は法人名・所在地を明記して下さい。これらは、公表する場合がありますので、
ご了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えて下さ
い。提出された個人情報については、お問い合わせの回答や確認のご連絡に利用します。な
お、これらの情報はご意見等の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送す
ることがあります。）

なお、電話でのご意見・情報はお受けしませんのでご了承願います。

5 ご意見・情報の提出の締切日

平成20年1月18日（郵便の場合は必着）

6 公示資料

（1）概要

（2）意見提出用紙

7 なお、この意見募集は、環境省においても実施されております。いただいたご意見は、両
省で考慮されますので、同じご意見を両方にご提出いただく必要はありません。

特定防除資材としての指定が保留されている資材の取扱い（案）

I 特定防除資材及び特定防除資材としての指定が保留されている資材について

1 特定防除資材制度と保留資材

- (1) 無登録農薬の製造・使用禁止などを内容とする平成14年の農薬取締法改正において、安全であることが明らかな資材が登録義務や使用規制を受けることのないよう、特定防除資材（特定農薬）制度を創設した。
- (2) 平成14年末に実施した実態調査において情報提供のあった約740種の資材については、農業資材審議会農薬分科会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合（以下、「合同会合」という。）において、特定防除資材として指定すべき資材について検討を開始した。
- (3) 合同会合における検討等の結果、情報提供のあった資材のうち食酢、重曹及び一部天敵については、特定防除資材として指定することとした。情報提供のあったその他の資材については、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定の判断を保留（以下、「保留資材」という。）し、安全性等の情報を収集することとした。

2 保留資材の取扱い

- (1) 保留資材については、農業生産現場で使用されているとの情報が提供されたため、仮に防除目的に保留資材を使用したとしても、農薬効果を謳って販売しない限り、暫定的に使用者が自分の責任と判断で使うことを可能とした。
- (2) その後、科学的知見から、安全性に問題がある資材（ナフタレン等）を除外してきたが、平成19年11月現在、475種類の保留資材が存在している。

II 今後の対応方向

1 保留資材の整理

平成19年10月30日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会第8回合同会合において了承されたことを踏まえ、保留資材については、下記の方針により整理を行うこととする。

- ① これまで保留資材としてきた資材について、有機農家等に対する調査を通じて、使用資材及び使用目的を把握する。
- ②-1 使用実態があるとされた資材については、提供されたデータを用いて安全性及び薬効について確認を行う。
- ②-2 使用実態が把握できない資材については、今回のパブリックコメントにおいて、さらに情報を収集し、使用実態の有無を明らかにする。
- ③ これらの情報収集の結果及びこれまでの合同会合での審議内容等を踏まえ、2「具体的な区分及び取扱いに従って区分Aに分類された資材について、特定防除資材としての指定の可否を、次回（第9回）の合同会合以降検討する。また、区分Cに分類された資材について、保留資材から除外する等の対応を行う。

2 具体的な区分及び取扱い

区分A：既に農林水産省・環境省にデータが提出されているか、現場で使用されている
資材→指定の可否について検討

これまでの合同会合にデータが提出されている木酢液及び電解水、並びに現在事務局でデータを検討中の資材については、本区分に該当するものとして取り扱う。

本区分に分類される資材については、今後、評価基準に従って安全性及び薬効について確認を行い、特定防除資材としての指定の可否について検討を行う。

区分B：現時点で使用に関する情報が得られていない資材
→情報を収集の上、取扱いを整理

本区分に分類される資材のうち、今回のパブリックコメントにおいて使用実態（有効性、安全性に関する情報を含む）を有するとして情報提供がなされ、その妥当性が確認できた資材については区分Aに分類する。

一方、情報提供がなされなかった資材、あるいは提供された情報から有効性や安全性について適切な情報が得られなかった資材については、使用実態が確認されなかったものとして、保留資材から削除する。

区分C：保留資材から削除する資材

以下のような資材については、保留資材から削除する。

- ① これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材
- ② 文献等により、ヒト等に対して一定以上の毒性を有している資材
- ③ 農薬取締法及び他の法令で既に規制されている資材
 - ・人畜に対する安全性に係る法令等（食品衛生法、消防法等）により規制等が行われている資材
 - ・環境安全性に係る法令等（家畜排泄物法、化管法等）により規制等が行われている資材
- ④ 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材
- ⑤ 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材（魚、カニ類、いね科作物、灰、洗濯廃液等）

3 区分Cに分類された資材の取扱い

- (1) 上記の①、④に分類された資材は、特定防除資材に該当しないことから、使用者の責任と判断で使用することは何ら問題のない資材として取り扱う。ただし、防除に用いる資材として宣伝することは、農薬取締法に抵触するおそれがあるので、宣伝等を行わないよう指導する。

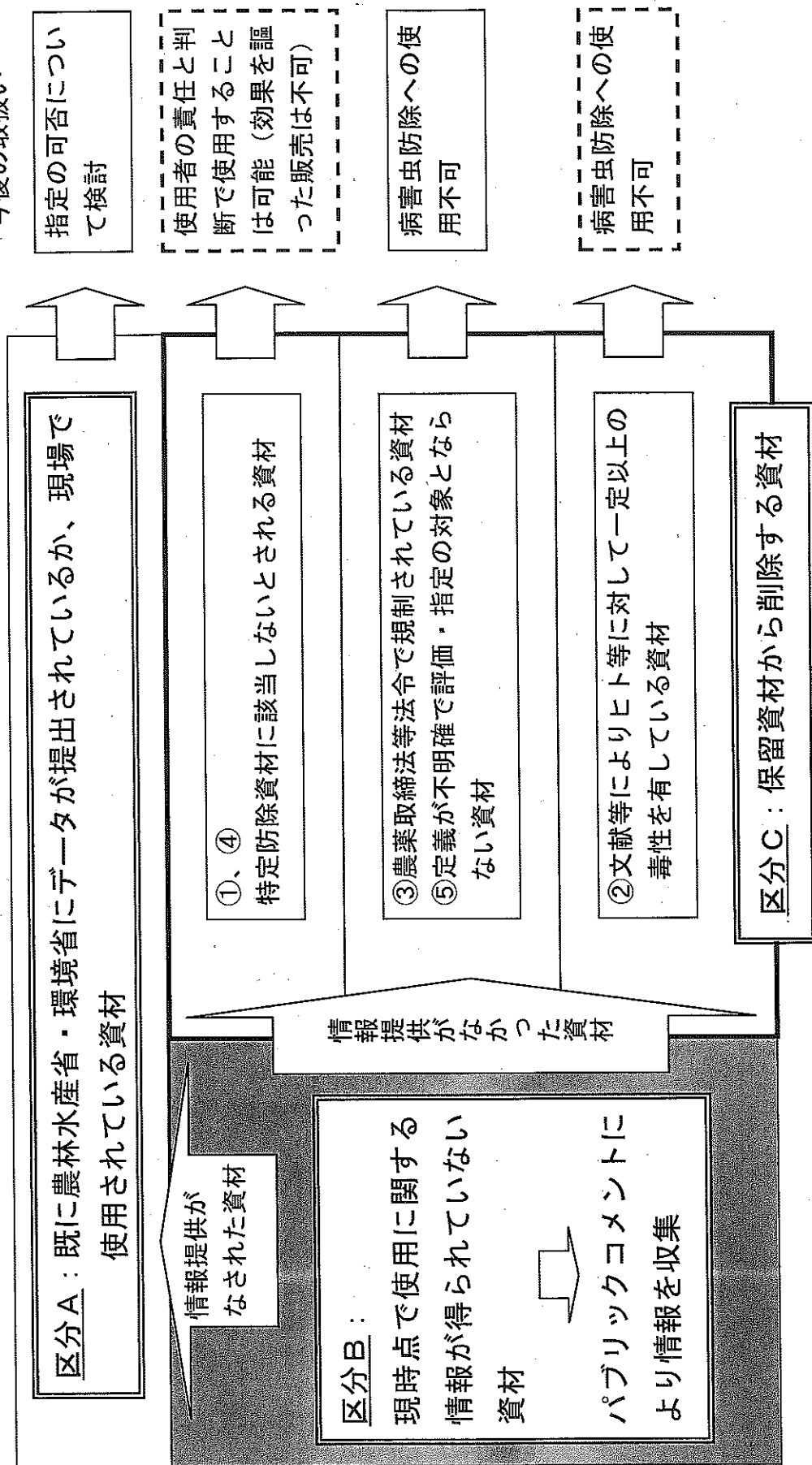
なお、これらの資材について、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

(2) ②に分類された資材は、安全性に問題がある可能性があることから、農作物等に対して使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

なお、これらの資材であっても、製造方法を明確にすること等により安全性に関する問題が解決できることが示され、かつ評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討を行う。

(3) ③、⑤に分類された資材については、農作物等の病虫害防除に使用しないよう指導を行うべき資材として取り扱う。

区分とその取扱い（概念図）



※ 取扱いが点線で囲まれている資材については、評価基準に従って必要なデータが提出された場合は、指定の可否について検討。

【区分A】 26 資材

- (1) インドセンダンの実・樹皮・葉
- (2) ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)
- (3) ヒノキの葉
- (4) ヒノキチオール(ヒノキ科植物から水蒸気蒸留)
- (5) ホソバヤマシゾ(シソ科)
- (6) 木酢液
- (7) 竹酢液
- (8) 片栗粉(ばれいしょデンプン)
- (9) コーンスターチ
- (10) 米デンプン
- (11) 麦デンプン
- (12) ショウガ
- (13) 焼酎(泡盛)
- (14) 糖蜜
- (15) ワサビ根茎
- (16) ニンニク根茎
- (17) ネギの地上部
- (18) ヒバ油(ヒノキチオール)
- (19) 食用天然ハーブ精油
- (20) 陳皮(ミカンの皮)
- (21) イギス海藻(サンゴ海藻)
- (22) 月桃(ショウガ科ゲットウ)
- (23) 糖類
- (24) 酸性電解水
- (25) メチオニン(アミノ酸)
- (26) デキストリン

【区分B】148資材

- (1) イチジク樹液
- (2) オクラ(木本性植物(野菜のオクラではない))
- (3) カキ殻
- (4) 柑橘類(オレンジ・グレープフルーツ)種子
- (5) ステビア(キク科の甘味植物)
- (6) 茶の葉
- (7) 肉桂・桂皮(ニッキ・シナモン)
- (8) 灰(原材料:カシの葉)
- (9) 灰(原材料:もみ殻)
- (10) ヒバ木材
- (11) ペパーミントの葉
- (12) 粗穀酢液
- (13) ヤマイモキチナーゼ
- (14) ユーカリ油
- (15) レモングラス(イネ科)
- (16) 苦楝(クレン:センダンの樹皮)
- (17) 木酢タール
- (18) グレープフルーツの種子
- (19) ビール
- (20) コーヒー粕
- (21) コーヒーの実
- (22) アゼツシマミミズ
- (23) イタドリ
- (24) イチョウ
- (25) ウコン
- (26) オウゴン(シソ科コガネバナの根)
- (27) オオバコ
- (28) カッコン(マメ科クズの根)
- (29) 活性炭(原材料:おがくず)
- (30) 活性炭(原材料:もみ殻)
- (31) 活性炭(原材料:ヤシ殻)
- (32) 甘草(マメ科カンゾウ)
- (33) クララ(苦参)
- (34) ゴマ油
- (35) 山椒葉
- (36) シルクパウダー
- (37) スギナ
- (38) セイロンシナモン
- (39) 赤色イオウ細菌
- (40) センブリ(リンドウ科)
- (41) ダイオウ(大蒜(タデ科))
- (42) チョウセンニンジン(根茎)
- (43) チョウセンニンジン(葉)
- (44) トウガラシ果実
- (45) ドクダミ

- (46) ナツメ
- (47) ナンテン
- (48) 乳酸菌
- (49) ハッカ
- (50) ハマスゲ
- (51) ヒノキ
- (52) ヒバ
- (53) ひまし油
- (54) ビワの葉
- (55) プロポリス
- (56) ペニシリウム・ピラーイ菌
- (57) ホッキ貝貝殻
- (58) マタタビ果実
- (59) 黄柏(ミカン科キハダの樹皮)
- (60) 黄蘗
- (61) 黄連(キンポウゲ科オウレンの根)
- (62) 黄芍
- (63) 海人草(かいにんそう: ふじまつも科)・マクリ
- (64) 鬼杖根
- (65) 香甘菊
- (66) 山麻杵
- (67) 紫草(シソウ: ムラサキ科ムラサキ)
- (68) 小通草(ショウツウソウ)
- (69) 松節油
- (70) 石椒草
- (71) 蒼朮(ソウジュツ: キク科ホソバオケラの根)
- (72) 大血藤
- (73) 丹参(タンジン: シソ科)
- (74) 当帰(セリ科トウキの根)
- (75) 半夏(ハンゲ: サトイモ科カラスビシャクの根)
- (76) 番椒(バンショウ)
- (77) 百部根(ビャクブコン: ビャクブ科ビャクブの根)
- (78) 椒目(シュクモク: ミカン科カホクサンショウの種子)
- (79) 芍薬(ボタン科シャクヤクの根)
- (80) 黄蘗(キハダ)
- (81) サイシン
- (82) センキュウ
- (83) タイソウ
- (84) 白参(ハクジン(オタネニンジン: 根はチョウセンニンジン))
- (85) キトサン
- (86) オオイタドリ
- (87) クマザサ
- (88) エクロニア・マキシマ(海藻)
- (89) ラフマ
- (90) シトロネラ
- (91) 菖蒲葉(サトイモ科ショウブの葉)
- (92) ポウフウ葉
- (93) ラベンダー

- (94) レッドクローバー
- (95) レンゲ
- (96) 悪茄子
- (97) 楠
- (98) 馬尾松(ばびしょう: 中国産まつの1種)
- (99) 琉球桑
- (100) L-プロリン
- (101) 5-ALA
- (102) アミノレブリン酸
- (103) アルカリ性電解水
- (104) エチル-3-インドールアセテート
- (105) オゾン水
- (106) 石鹼
- (107) 脱酸素水
- (108) タンニン酸
- (109) ペプトン
- (110) ヒポキサンチン
- (111) マロン酸
- (112) マロン酸二ナトリウム
- (113) 脂肪酸グリセリド(デカノイルオクタノイルグリセロール)
- (114) フマル酸二ナトリウム
- (115) リグニンスルホン酸塩
- (116) リンゴ酸二ナトリウム
- (117) イノシン
- (118) インドール酢酸
- (119) カイネチン
- (120) 過炭酸ナトリウム
- (121) カテキン
- (122) カフェイン
- (123) カリ石鹼
- (124) 酢酸カルシウム
- (125) システイン
- (126) 水溶性セルロース
- (127) デカノイルオクタノイルグリセロール
- (128) テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット
- (129) ドデシルベンゼン(アルキルベンゼン)
- (130) トリプトファン
- (131) トレハロース
- (132) フミン酸
- (133) フルボ酸
- (134) プロピオン酸アンモニウム
- (135) ベンジルアデニン
- (136) ポリエチレン
- (137) ポリオキシエチレン-5-ラウリルエーテル
- (138) ポリビニルアルコール
- (139) マグネシウム
- (140) カオリン
- (141) ゼオライト

- (142) セピオライト
- (143) アデニン
- (144) ステアリン酸ナトリウム
- (145) オレイン酸
- (146) 石灰石
- (147) 長石
- (148) トリプトン

【区分C】294資材

1. これまでの合同会合で個別資材毎に薬効等を検討した結果、特定防除資材に該当しないと判断された資材（区分C－①：90資材）

- (1)アオサ
- (2)青ジソ(シソ)
- (3)アオノリ
- (4)アケビ果実
- (5)アルファルファ
- (6)アルファルファペレット
- (7)アロエ
- (8)イネ
- (9)ウイスキー
- (10)オート麦
- (11)オリーブ油
- (12)果糖ぶどう糖液糖
- (13)カヤの実
- (14)寒天
- (15)キャベツ
- (16)牛乳
- (17)きゅうり
- (18)クルミ
- (19)鶏糞
- (20)ケール
- (21)コーラ
- (22)コショウの実
- (23)粉ミルク
- (24)米(強化米、くず米など)
- (25)米糠
- (26)コンブ
- (27)根粒菌
- (28)砂糖(白砂糖、三温糖、黒砂糖等)
- (29)サラダ油(市販品)
- (30)シイタケ
- (31)ショウキョウ
- (32)食塩
- (33)除虫菊粉末
- (34)スモモ果実
- (35)スルメイカ
- (36)ソラマメ果実
- (37)ダイコン
- (38)大豆
- (39)たばこの葉
- (40)トウモロコシ果実
- (41)綿実油
- (42)トマト
- (43)ナシ果実

- (44) ナタネ油
- (45) 納豆
- (46) にがり
- (47) 日本酒
- (48) ニラの葉
- (49) ニンジン
- (50) ネギ
- (51) パイナップル
- (52) 麦芽
- (53) ハクサイ
- (54) バナナ果実
- (55) パパイア
- (56) ブドウ果実
- (57) ブドウ糖
- (58) 放線菌
- (59) ホウレンソウ
- (60) マーガリン
- (61) ヤマイモ根茎
- (62) ヨーグルト
- (63) ヨモギ
- (64) リンゴ果実
- (65) レモン果実
- (66) ワイン
- (67) ワラビ
- (68) 植物生育促進菌類「フォーマ菌」
- (69) 布海苔
- (70) 有機酸カルシウム
- (71) EDTA-4H のカルシウム塩
- (72) 硫黄
- (73) エチレングリコール
- (74) クレオソート(クレゾール)
- (75) ジベレリン
- (76) 消石灰
- (77) 炭酸カルシウム
- (78) ナフタリン
- (79) 生石灰
- (80) ホウ酸
- (81) ポリリン酸カリウム
- (82) 水
- (83) 硫酸銅
- (84) 塩化ベンザルコニウム
- (85) 塩基性塩化銅
- (86) 灯油
- (87) アミノ酸
- (88) 各種微量元素
- (89) 天照石
- (90) 光明丹

2. 文献等により、毒性を有している可能性がある資材（区分C-②：30資材）

- (1) 椿サポニン
- (2) *Tyophora Asthmatica* の葉
- (3) アセビ
- (4) お茶の実
- (5) キラヤ材(シャボンの木)
- (6) 大豆サポニン
- (7) 茶の実の粕
- (8) ツバキ油
- (9) ツバキ油粕
- (10) ツバキの種子
- (11) ひとで
- (12) ユッカ(リュウゼツラン科)
- (13) スズラン
- (14) アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム
- (15) カチオン界面活性剤
- (16) スチレンポリマー
- (17) 乳酸
- (18) ポリアクリルアミド
- (19) メチルアルコール
- (20) 塩化マンガン
- (21) 塩酸
- (22) 尿素
- (23) 無水硫酸銅
- (24) 硫酸第一鉄
- (25) 過酸化カルシウム
- (26) 次亜塩素酸カルシウム(高度サラシ粉)
- (27) ドライアイス
- (28) ポリエチレングリコール
- (29) グアヤコール
- (30) 安定化二酸化塩素

3. 他の法令ですでに規制されている資材（区分C-③：54資材）

- (1) 家畜尿尿
- (2) 堆肥
- (3) パイナップル酵素
- (4) 遺伝子組み換え酵母
- (5) ウサギの尿
- (6) ウサギのフン
- (7) 豚の尿(EM菌で発酵)
- (8) 過酸化水素水(オキシドール)
- (9) 酢酸ボルドー(酢酸銅+生石灰のボルドー液)
- (10) シアナミド
- (11) 水酸化ナトリウム
- (12) アスコルビン酸
- (13) ギ酸カルシウム
- (14) クエン酸-3-カリウム

- (15) グリセリン
- (16) グリセリン 脂肪酸エステル
- (17) 珪砂
- (18) 珪藻土
- (19) コウモリの骨を腐熟させたリン酸カルシウム
- (20) 酒石酸
- (21) シンナムアルデヒド
- (22) 水酸化カリウム
- (23) ソルビット
- (24) ソルビトール
- (25) 二酸化ケイ素(シリカゲル)
- (26) プロピレングリコール
- (27) 硫酸アンモニウム
- (28) 塩化カリウム
- (29) 塩化マグネシウム
- (30) 脂肪酸
- (31) エタノール
- (32) オゾン
- (33) オレイン酸ナトリウム
- (34) クエン酸
- (35) コハク酸ナトリウム
- (36) 次亜塩素酸
- (37) 次亜塩素酸ナトリウム
- (38) ソルビタン 脂肪酸エステル
- (39) 多価アルコール 脂肪酸エステル(ショ糖ラウリン酸エステル)
- (40) 炭酸水素ナトリウム・銅液剤
- (41) 銅イオン水
- (42) パントテン酸カルシウム
- (43) ヒドロキシプロピルデンプン
- (44) プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル
- (45) 過マンガン酸カリウム
- (46) 銀
- (47) 硫酸マンガン
- (48) フマル酸
- (49) リンゴ酸
- (50) 酢酸
- (51) 第三リン酸ナトリウム
- (52) 1-オキシ-3-メチル-4-イソプロピルベンゼン
- (53) ホウ素
- (54) ビタミン B₂

4. 過去の合同会合において整理してきた特定防除資材の要件から、特定防除資材に該当しないと判断できる資材(区分C-④:2資材)

- (1) カーボンブラック
- (2) ナイロン不織布

5. 定義が不明確で評価・指定の対象とならない資材(区分C-⑤:118資

材)

- (1) CSL (コーンステーパーリカー; トウモロコシの発酵過程でできる物)
- (2) アガリクス
- (3) 油粕
- (4) いね科植物
- (5) エビ類
- (6) 貝化石
- (7) 海草
- (8) カゼイン
- (9) カニ類
- (10) 柑橘類 (オレンジ・グレープフルーツ)
- (11) ギシチャー
- (12) 魚
- (13) 魚粉
- (14) 鶏骨
- (15) 小魚
- (16) コトニー
- (17) 酒粕
- (18) 山野草
- (19) ジークン
- (20) 竹
- (21) トマト果実及び葉茎等の残さ
- (22) 灰 (かまどの灰)
- (23) 灰 (原材料: 野菜の残さ)
- (24) 灰 (原材料: 野草)
- (25) ヒノキ及びスギの樹皮、茎あるいは枝葉の破碎及び粉碎剤
- (26) マツ
- (27) 松の根
- (28) 黄作高
- (29) 活性炭 (原材料: 天然ゴム)
- (30) 光合成細菌
- (31) 酵母菌
- (32) 雑穀
- (33) 山鶏根
- (34) 山枝子
- (35) 小溝樹
- (36) 植物油脂
- (37) 青草 (雑草やわき芽、ハーブなど)
- (38) 淡水藻類
- (39) 竹林菌
- (40) 豆粕 (マメカス)
- (41) 南天星
- (42) 醗酵モロミ残渣液
- (43) 微生物培養エキス
- (44) カツオの魚体
- (45) 活性炭 (原材料: 木材)
- (46) 食用きのこ菌

- (47)その他の糖質(フルクトース、マルトース、ソルブルスターチ、デキストリン)
- (48)多糖類
- (49)天然ハーブ精油(食用以外のもの)
- (50)ハナズボミ
- (51)ふすま
- (52)風呂の残り湯
- (53)ミント類
- (54)魚煮出し分解濃縮液
- (55)酵母エキス
- (56)20数種の岩石
- (57)アルカリ性ビルダー
- (58)安定剤
- (59)オーシャンナーゼ
- (60)海洋深層水から作られた塩
- (61)海洋堆積岩
- (62)各種ビタミン
- (63)各地から採取した土
- (64)過酸化脂質
- (65)キレート亜鉛
- (66)キレート鉄
- (67)酵素
- (68)鉱物質粉体
- (69)高分子ポリマー
- (70)コーゲンターゼ
- (71)糖アルコール
- (72)食品添加物
- (73)スモーク油乳化剤
- (74)総合酵素
- (75)その他微量元素
- (76)炭素酸(コークス、無煙炭)
- (77)直鎖アルキルベンゼン系
- (78)天然ワックス
- (79)粘土
- (80)ピーモア(りん鉱石)
- (81)ビタミン類
- (82)ヒューミックアシズ
- (83)プラスチック
- (84)分散/展着剤(5%)
- (85)保存剤
- (86)ミネラル
- (87)やし油脂肪酸
- (88)ライフグリーン(天然石)
- (89)界面活性剤
- (90)鉱滓粉末
- (91)香料
- (92)高級アルコール系界面活性剤
- (93)植物性界面活性剤
- (94)食品用界面活性剤

- (95) 洗濯の廃液
- (96) 総合アミノ酸
- (97) 炭酸塩有機酸
- (98) 天然乳化剤及び乳化剤
- (99) 廃油
- (100) 非イオン性乳化剤
- (101) 微量要素肥料
- (102) 防腐剤
- (103) 有機酸
- (104) 有機溶剤
- (105) タンパク質分解酵素
- (106) 海水
- (107) 核酸関連物質
- (108) カンフル液
- (109) ケイ素を含む鉱石
- (110) 脱酸素剤
- (111) 中性洗剤(ママレモン)
- (112) 波動水
- (113) ビターゼ
- (114) 有機ゲルマニウム
- (115) パラフィン、パラフィンワックス、ワックス
- (116) セラミック水
- (117) 電子エネルギー水
- (118) 粘着剤

特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている 資材の取扱い(案)に関する意見・情報の募集について

※農水省と同時配布

平成19年12月17日（月）
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
室長 大友 哲也(6640)
室長補佐 小出 純 (6641)
担 当 岡田 佳寿美(6644)

特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い(案)について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成19年12月17日（月）から平成20年1月18日（金）まで、意見募集(パブリックコメント)を行います。御意見のある方は御意見募集要項に沿って御提出下さい。

1. 経緯

農薬取締法第2条第1項に規定する「特定農薬(特定防除資材)」は、無登録農薬の製造・使用が先の農薬取締法の改正により禁止されたことに伴い、農家段階で製造される安全な資材等まで登録を要するとの過剰規制を避けるため、農林水産大臣と環境大臣が安全性が明らかなものを特定農薬として指定し、農薬登録を必要としない仕組みとして創設されたものです。

平成19年10月30日に開催された中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会及び農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会第8回合同会合^(注1)において、これまでに情報提供がされていた特定防除資材の保留資材^(注2)について、今後の取扱いが審議されました。これを受け、環境省及び農林水産省では、別添の通り「特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い(案)」をとりまとめました。

(注1) 合同会合の議事要旨及び資料については環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/council/10dojo/y104-07b.html>) から閲覧できます。

(注2) 特定防除資材の検討に当たって、平成14年に特定防除資材の候補となる資材として情報提供のあった資材のうち、薬効及び安全性の情報が不十分であるため、評価が保留されている資材

2. 意見募集（パブリックコメント）について

この案について御意見のある方は、「御意見募集要項」に沿って御提出下さい。今後、本案については、皆様からいただいた御意見・情報を考慮した上で、決定させていただきます。

この意見募集は、農林水産省においても、同時に実施されております。いただいた御意見は、両省で考慮されることとなりますので、同じ御意見を両省に提出いただく必要はありません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3. 提出方法

[意見募集要項]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- (1) 郵送：下記[意見募集要項]の様式に従って提出してください。
- (2) ファクシミリ：下記[意見募集要項]の様式に従って提出してください。
- (3) 電子メール：下記[意見募集要項]の項目に従い、メール本文に記載して、テキスト形式で送付してください。（添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。）

※お電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承下さい

4. 意見提出先

- 郵送の場合
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室あて
- ファクシミリの場合 Fax:03-3501-2717
- 電子メールの場合
電子メールアドレス：mizu-noyaku@env.go.jp

5. 資料の入手方法

- インターネットによる閲覧
環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)
- 環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室において資料配布
場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館23階2305室
- 郵送による送付
郵送を希望される方は、120円切手を添付した返信用封筒(A4版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を必ず明記。)を同封の上、上記「4. 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

6. 注意事項

- 御意見は、日本語で御提出ください。
- 電話での御意見の提出は御遠慮願います。
- 御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。
- 頂いた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください）。

添付資料

御意見募集要項

別添 特定防除資材（特定農薬）としての指定が保留されている資材の取扱い（案）

特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵に関する特区申請に係る対応について

1 これまでの経緯

(1) これまで、使用場所と同一の都道府県内で採取した土着天敵そのものは特定農薬であるが、他の都道府県への流出を避けるため、増殖した天敵は特定農薬には該当しないとして指導してきたところである。

(2) しかしながら、本年6月に行われた「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」において、特区として県内で採取され増殖されたものを同一県内で使用する場合、特定農薬として認めるよう要望が高知大学から提案された。（別紙1）

このため、内容を検討した結果、「特区に限らず、増殖方法や配布・使用計画などを調査し、土着天敵が当該都道府県外等で配布・使用されないことが確認されれば、増殖した土着天敵の配布・使用を認める。」旨の回答をしたところである。

(3) したがって、土着天敵の増殖、利用を認めるにあたって、増殖させた天敵が当該都道府県外等に配布・使用されないことを確実に担保する要件を検討し、その旨を関係者に通知することとする。

2 全国の実態調査

(1) 調査方法

増殖した土着天敵の配布・使用を認めるにあたり、特区申請者以外の実態を把握する必要があることから、文献調査又は都道府県を対象に土着天敵の増殖に関する研究等の実態調査を行った。（別紙2）

(2) 調査結果

調査結果は以下のとおり（47都道府県から回答）。

① 土着天敵の増殖に関する情報 5県

② 土着天敵の種類

- ・アカメガシワクダアザミウマ（鹿児島県）
- ・オオメカメムシ、ヒメオオカメムシ（千葉県）
- ・カブリダニ科（鹿児島県、千葉県、宮崎県）
- ・クロヒョウタンカスミガメ等（高知県）

- ・ハナカメムシ科（鹿児島県）
- ・ハレヤヒメテントウ（静岡県）
- ・ベダリアテントウムシ（静岡県）

3. 土着天敵の増殖を認める際の条件（案）

- (1) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、都道府県に届け出ること。
- (2) 届け出を受けた都道府県は、増殖した土着天敵を譲渡する者及び譲渡先について指導・監視すること。
- (3) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の所在地が県内であることを確認するとともに、他県において使用しないこと及び他者に再譲渡しないことを確認すること。
- (4) 増殖した土着天敵を譲渡する者は、譲渡先の使用場所及び増殖の規模を考慮した上で土着天敵を配布し、土着天敵の譲渡先及びその量を記録すること。
- (5) 土着天敵を増殖する者は、その旨を記録すること。

（参考）特定防除資材（特定農薬）として指定された天敵（土着天敵）

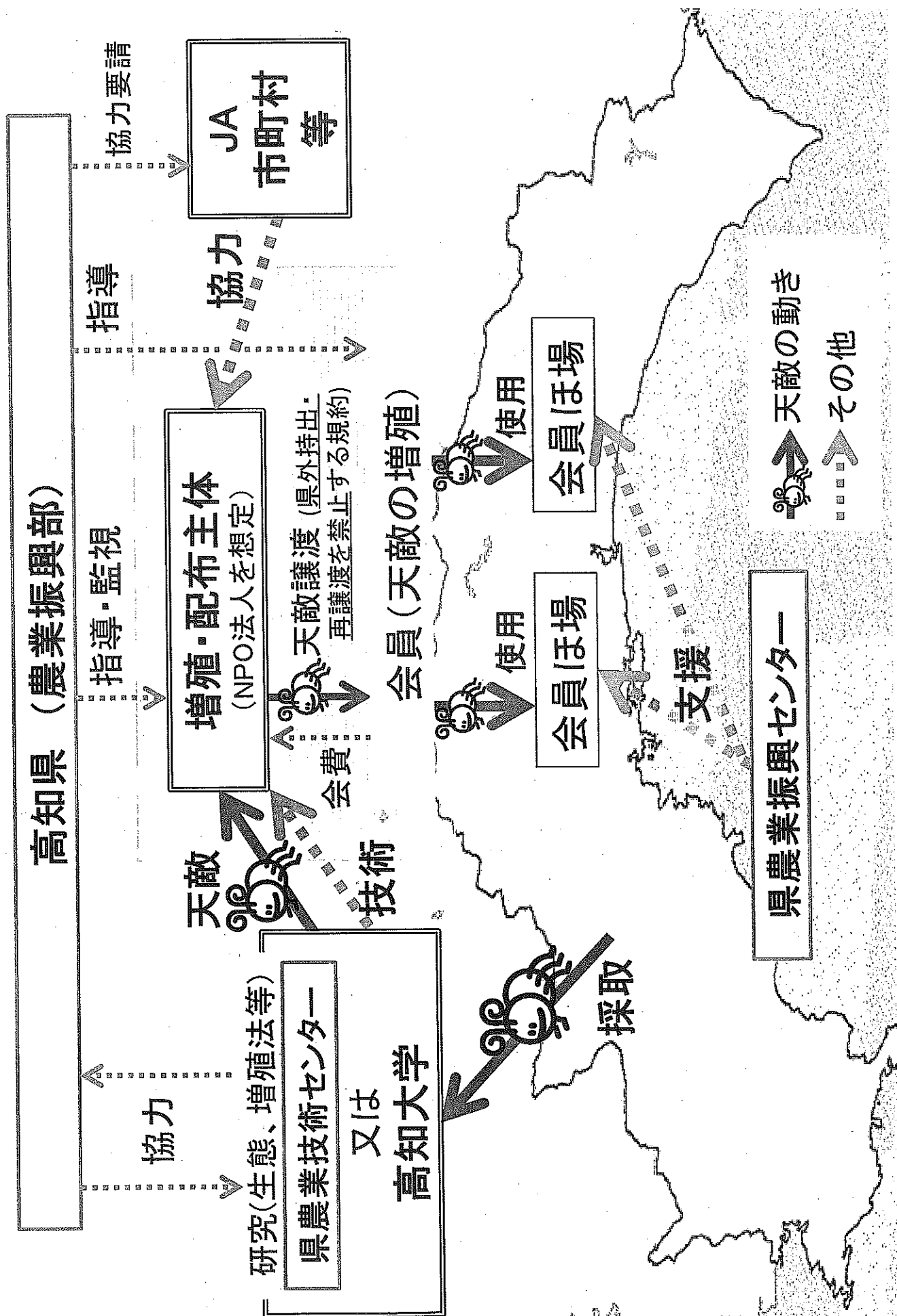
○農林水産省、環境省告示第一号（平成十五年三月四日）抄

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項の規定に基づき、特定農薬を次のように定め、平成十五年三月十日から施行する。

一 天敵

昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く。）であつて、使用場所と同一の都道府県内（離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島の区域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島をいう。）にあつては、当該離島内）で採取されたもの

(別紙1)高知県・高知大学における土着天敵増殖・配布の構想



土着天敵の増殖等に係る調査 記入様式

下記表に、土着天敵の増殖に係る構想や調査研究(計画を含む。)を可能な範囲で記入するとともに、備考欄に関連する文献や報告等について記載し、別添として文献等を添付して下さい。

都道府県

所属

担当者

連絡先 TEL

FAX

E-mail

	記入項目	記入欄	備考(文献等)
1	天敵の名称		
2	増殖方法及び増殖の規模		
3	用途・対象病害虫		
4	天敵の流通及び配布方法		
5	使用方法・使用量		
6	増殖に係る事業主体及び都道府県の関与		
7	使用見込み		
8	安全であることを示す情報		
9	土着天敵に関するご意見		

記入上の注意

わかる範囲で記入してください。(すべての項目を記入する必要はありません。)

- 1 天敵の名称: 生物学的種名を記入してください。
- 2 増殖方法及び増殖の規模: 天敵をどのように増殖するかを記入してください。
- 3 用途・対象病害虫: どのような病害虫に対しどのような効果があるかを記入してください。
- 4 天敵の流通及び配布方法: 天敵が採取された都道府県以外に流通しないことが確認できる措置を記入してください。
- 5 使用方法・使用量: 具体的な使用方法、単位面積当たりの使用量を記入してください。
- 6 増殖に係る事業主体及び都道府県の関与: 事業主体及び都道府県が関与している場合、その状況を記入してください。
- 7 使用見込み: 使用農家数、使用面積等の見込みがあれば分かる範囲で記入してください。
- 8 安全であることを示す情報: 農作物に付着して人に摂取された場合でも安全であり、かつ環境に対して安全であることを示す情報があれば記入して下さい。

食品由来の資材の扱いについて（案）

1. これまでの経緯

- (1) 特定防除資材（特定農薬）は、平成14年の農薬取締法改正の際、既に現場で使用されているもので安全なものに対する過剰規制を排除する目的で設立された。
- (2) 平成14年に農林水産省が特定防除資材（特定農薬）に関する情報収集を行った結果、約740種類の候補資材があることが判明した。これらの中には、食酢のように病虫害の防除効果があり、かつ「薬剤」に当たると考えられる形態のものや、緑茶抽出液のように、形態的には「薬剤」に当たると考えられるものの、病虫害の防除効果が見られないもの、さらには、穀物の粉や米ぬかのように、水田土壌に加えることで土壌を還元状態にし、そのことにより除草効果を生むものの、「薬剤」の概念には当てはまらないものなど、様々な形態や作用のものが確認されている。
- (3) これらの候補資材のうち、平成15年3月に農林水産省、環境省告示第一号にて、使用場所と同一の都道府県内で採取された天敵、食酢及び重曹が特定農薬に指定されたところである。一方、指定に至らなかった候補資材のうち「農薬の登録が必要であるもの」「薬剤でないもの（物理的防除等）」については既に候補資材から除外されており、また、「客観的な効果が無く、病虫害の防除等に用いる意味がないもの」については、更なる情報収集及び実証試験結果に基づき、平成19年9月末までに475種類の資材に整理しているところである。
- (4) 475種類に整理された資材のうち、農薬としての安全性等に関する情報が不十分であったため、特定防除資材としての指定が保留された資材（以下、「保留資材」と言う。）については、平成19年10月に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会第8回合同会合において、整理の方針を決定し、パブリックコメントを実施したところである。この中で、食品あるいは複数の食品を単に混合した資材を保留資材と整理することを要望する意見が多く寄せられたところである。
- (5) 一方、平成18年12月に「有機農業の推進に関する法律」が施行され、農林水産省は有機農業の振興に取り組むことになり化学農薬に依存しない農業を目指す農家が食品等を病虫害の防除に資すると考え、活用している事例がある。

2. 「原材料が食品である資材」の取扱いについて

(1) 食品の中には、第6回合同会合において、薬効・安全性試験結果に基づいた審議を行った結果、「実用的な薬効がなく、農薬に該当しない資材」として取り扱うとして了解が得られているもの（緑茶（抽出液）、焼酎、牛乳、コーヒー（抽出液））があり、また、その審議の中で「食品をそのままもちいるものについては、原則として特定防除資材（特定農薬）の候補資材から除外してもよろしいのではないか。」との意見が出され、第7回合同会合において、「農薬でないものとする食品等の取扱いについて」を示した経緯がある（別紙1（第7回合同会合資料9）参照）。

(2) しかしながら、平成19年のパブリックコメントを経て、今後、指定の可否を検討する資材（参考資料3 区分A参照）と整理した資材の中にも食品に該当するものが多く存在する。

(3) 農薬取締法（以下「法」という。）第1条の2において、病虫害の防除等に用いられる薬剤は、すべて農薬に該当する。さらに、国内で農薬を製造・輸入する場合には、特定農薬を除き、農林水産大臣の登録が必要とされ、登録の際には、法第3条第9項において薬効の確認が必要だが、法第2条第1項において、特定農薬は原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかかなものとされており、薬効は明記されていない。以上のことから農薬取締法で規定する特定農薬は、その指定に際して薬効を必ずしも要件とする必要性はないと解釈される。

さらに一般的な食品については、身近に販売されており、誰でも購入し防除目的で使用する事が容易である。

(4) したがって、安全性が明らかであり、生産現場で防除目的に使われているもの（食品等）であれば、農業生産現場での使用実態及び特定防除資材制度の設立趣旨等を勘案し、薬効に係る資料の一部について省略して評価し、懸念が指摘された場合にデータを追加して評価するという除外規定を追加して、食品に該当するものをその対象とするよう「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」を改正することが必要である。

3. 「特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針」改正の主な内容

(1) 現行

現在了承いただいている指針Ⅳの1の資料種類では、「検討対象となる資材が広く食用に供されるものにあつては（4）の②のイ及びウを、広く食用に供されるものの

抽出物の場合は抽出方法によっては（４）の②のウを、検討対象となる資材の使用方法からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められる場合にあっては（４）の③を、省略することができるものとする。（抜粋）」とされている。

（２）改正点

① 薬効に関する資料

生産現場において十分な使用実態があるものについては、生産現場における使用実態情報をもって、（３）薬効に関する資料に替えることができるものとする。

② 安全性に関する資料のうち人畜に対する安全性に関する資料

これまでに広く食品に供されるものであって十分な食経験があるものについては、指針中の（４）の②人畜に対する安全性に関する資料を省略することができるものとする。

(参考) 農薬取締法 (昭和23年7月1日 法律第八十二号) 抄

(定義)

第1条の2 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

(農薬の登録)

第2条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第15条の2第1項の登録に係る農薬で同条第6項において準用する第7条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の登録の申請は、次の事項を記載した申請書、農薬の薬効、薬害、毒性及び残留性に関する試験成績を記載した書類並びに農薬の見本を提出して、これをしてしなければならない。

1～10. (略)

(記載事項の訂正又は品質改良の指示)

第3条 農林水産大臣は、前条第3項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

1～8. (略)

9. 当該農薬の薬効が著しく劣り、農薬としての使用価値がないと認められるとき。

10. (略)

農薬でないものとする食品等の取扱いについて

1 これまでの経緯

平成14年に農林水産省が特定農薬（特定防除資材）に関する情報収集を行った結果、約740種類の候補資材があることが判明した。これらの候補資材のうち「農薬の登録が必要であるもの」「薬剤でないもの（物理的防除等）」については既に候補資材から除外されており、また、「客観的な効果が無く、病虫害の防除等に用いる意味がないもの」については、更なる情報収集及び実証試験結果に基づき、整理しているところである。

また、同分科会では、その他の候補資材について「農薬」とする以上には、客観的な薬効を確認すべきであると多くの委員から意見があり、その時点において、農薬かどうかという判断ができないことから結論が保留された（以下、「保留資材」と言う。）。

これまで、保留資材については、更なる情報収集、実証試験結果及び合同会合等における審議により、「農薬の登録が必要であるもの」「薬剤でないもの（物理的防除等）」として既に候補資材から除外されているものもあり、また、「客観的な効果が無く、病虫害の防除等に用いる意味がないもの」についても、随時整理を行っているところである。

2 検討事項

原材料が“食品”である「緑茶（抽出液）」「焼酎」「牛乳」「コーヒー（抽出液）」については、平成17年8月31日に開催した農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（第6回）において、薬効・安全性試験結果に基づいた審議を行った結果、「実用的な薬効がなく、農薬に該当しない資材」と判断された。

その審議の中で、委員より、「食品をそのまま用いるものについては、原則として特定農薬（特定防除資材）の候補資材からは除外してもよろしいのではないか。」との意見があったことから、事務局として、候補資材のうち原材料が食品である資材についてリストアップを行った。

これらの資材については、特定農薬（特定防除資材）の候補資材から除外することが適当かどうか御検討いただきたい。

(別紙)

食品のリスト

1	アオサ	15	ケール	29	大豆	43	パパイヤ
2	青ジソ (シソ)	16	コーラ	30	トウモロコシ果実	44	ブドウ果実
3	アオノリ	17	紅茶	31	トマト	45	布海苔
4	アケビ果実	18	コショウの実	32	ナシ果実	46	ハウレンソウ
5	アルファルファ	19	<u>粉ミルク</u>	33	<u>ナタネ油</u>	47	<u>綿実油</u>
6	アロエ	20	コンブ	34	納豆	48	ヤマイモ根茎
7	イネ	21	<u>サラダ油 (市販品)</u>	35	<u>日本酒</u>	49	ヨーグルト
8	<u>ウイスキー</u>	22	シイタケ	36	ニラの葉	50	ヨモギ
9	オート麦	23	ショウガ (ショウガ)	37	ニンジン	51	リンゴ果実
10	<u>オリーブ油</u>	24	食塩	38	<u>ネギ</u>	52	レモン果実
11	カヤの実	25	スモモ果実	39	パイナップル	53	<u>ワイン</u>
12	キャベツ	26	スルメイカ	40	麦芽	54	<u>ワサビ根茎</u>
13	きゅうり	27	ソラマメ果実	41	ハクサイ	55	ワラビ
14	クルミ	28	ダイコン	42	バナナ果実		

※ 下線部は、第9回合同会合において、いわゆる保留資材として特定防除資材の指定に関する検討を行うこととした資材

(別添)

特定防除資材（特定農薬）指定のための評価に関する指針

(H18.3了承版からの改正案)

I 目的

本指針は、農薬取締法第2条第1項の規定により特定防除資材（特定農薬）を指定するに当たって必要な薬効及び安全性に関する評価の考え方を示すものである。

II 特定防除資材指定のための評価に関する基本的考え方

特定防除資材は、原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかであると確認された農薬でなければならない。したがって、特定防除資材の指定に当たっては、次の点が科学的に評価されることが必要である。

1 薬効

病害虫や雑草に対する防除効果又は農作物等の生理機能の増進若しくは抑制の効果が確認されること

2 安全性

農作物等、人畜及び水産動植物への安全性が確認されること

III 指定に係る手続

1 特定防除資材の検討対象とする資材の範囲

検討対象とする資材の範囲は、農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬及び第2項の規定により農薬とみなされるもののうち、以下に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 原則として化学合成された物質であるもの（食品を除く。）
- (2) 抗生物質
- (3) 天敵微生物（弱毒ウイルスを除く。）
- (4) 有効成分以外の成分として化学合成された界面活性剤等の補助成分が入っているもの
- (5) 食品中の残留農薬基準が設定された成分を含有する資材（ただし、元素として残留農薬基準が設定されているものを含有する資材については、これらの元素又はその化合物が意図的に加えられている資材に限る）
- (6) 毒劇物に指定されている化学物質（水酸化ナトリウム等）に該当しないこと。
- (7) 農薬と混合して使用される糖類等に該当しないこと。

2 検討対象資材の評価優先度

優先して評価する検討対象資材は、主に以下の点を踏まえ、農林水産省及び環境省が協議の上決める。

- (1) 安全性に懸念があるとの情報があるもの
- (2) 現に当該資材の使用が相当程度普及しているもの
- (3) 評価に必要な資料が整っているもの

3 指定の手順

特定防除資材の指定に当たっては、まず農林水産省及び環境省において検討対象資材について評価に必要な資料を整理する。次に両省が整理した資料並びに農林水産大臣及び環境大臣が食品安全委員会から意見聴取した当該資材の食品健康影響評価結果を踏まえつつ、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合（以下「合同会合」という。）は、薬効、安全性に関して評価を行う。

合同会合で特定防除資材として指定することが妥当であるとされた評価対象資材について、パブリック・コメント手続を経た後、農林水産大臣及び環境大臣は農業資材審議会の意見を聴取する。農業資材審議会ですべての特定防除資材とすることが適当とされたものについて、農林水産大臣及び環境大臣は特定防除資材の指定を行う。

IV 特定防除資材の評価に必要な資料

1 資料の種類

特定防除資材の評価は、原則として、以下に掲げる資料に基づき行うこととする。

ただし、検討対象となる資材が次に掲げる要件に該当する場合は、記載のとおりとする。

① 生産現場において十分な使用実態があるもの（食品等）

生産現場における使用実態情報を持って、（3）に替えることができるものとする。

② 広く食品に供されるものにあっては、~~（4）②③及びウを、~~十分な食経験があるもの

（4）~~②③及びウを、~~を省略することができるものとする。

③ 広く食用に供されるものの抽出物~~の場合~~

抽出方法によっては（4）~~②③ウを~~省略できるものとする。

④ 検討対象となる資材の特性からみて、当該資材の成分等が河川等の水系に流出するおそれがないと客観的に認められる場合~~にあっては~~

（4）~~③を、~~省略することができるものとする。

また、評価の過程において必要と認められた場合、さらに必要な資料を追加することができるものとする。

（1）資料概要

（2）物理的・化学的性状及び成分規格に関する資料

- ① 名称（一般名、化学名等）
- ② 原材料（当該資材の原材料すべて）
- ③ 可能な範囲での有効成分及びその他の含有成分（名称及び構造式又は示性式）
- ④ 含量規格（有効成分の含量を％で表示。有効成分が複数の場合はそれぞれについて記載）
- ⑤ 製造方法
- ⑥ 性状（色、におい、形状等）

（3）薬効に関する資料

（4）安全性に関する資料

① 薬害（農作物に関する安全性）に関する資料

② 人畜に対する安全性に関する資料

ア 急性経口毒性試験

イ 変異原性試験（復帰突然変異試験）

ウ 90日間反復経口投与毒性試験

エ 暴露評価に係る試験（作業暴露、作物残留及び環境残留）

オ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料

③ 水産動植物に対する安全性に関する資料

（5）使用方法・普及状況等に関する資料

2 薬効に関する資料及び評価の目安（1の（3）関係）

（1）評価に必要な資料

① 試験成績等に係る資料

公的試験研究機関において実施された試験成績を2例以上必要とし、資材の種類により以下の要件を満たすものとする。

ア 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

同一の病害虫又は雑草に対する野外（実際の栽培時に使用される場所をいい、ガラス室、ビニールハウス等の施設内を含む。以下同じ。）での防除効果試験成績であって、試験成績の結果として防除価^(注)を算出したもの。ただし、種子消毒に用いる資材に係る防除効果試験成績は野外で試験されたものである必要はない。

（注）防除価とは無処理区における病害虫の被害を100とした場合の処理区の防除効果の程度を示す指数をいい、通常、以下の（ア）～（ウ）の3種類（以下「防除価等」という。）が用いられる。

（ア）通常の防除価＝ $100 - (\text{処理区の被害} / \text{無処理区の被害}) \times 100$

（イ）補正密度指数＝ $\frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{処理区の散布前虫数}} \times \frac{\text{無処理区の散布前虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$

（ウ）密度指数＝ $\frac{\text{処理区のX日後虫数}}{\text{無処理区のX日後虫数}} \times 100$

イ 農作物の生理機能の増進又は抑制に使用する資材の場合

同一の農作物に対する野外での生理機能の増進又は抑制効果に関する試験成績

② その他必要な資料

供試農作物等の名称、評価対象資材使用時期の生育段階、対象病害虫・雑草名、当該防除資材の使用法（使用時期、回数、散布方法、単位面積当たり使用量、希釈する場合は希釈倍数）等薬効に関し農薬登録に必要とされる事項とおおむね同様の事項を記載した資料

（2）検討対象資材の薬効が確認される目安

① 病害虫又は雑草の防除に使用する資材の場合

防除価等が無処理区と比較して半分を超える効果を示す2例以上の試験結果が認められること。具体的な防除価等の数値の目安は以下のとおりであること

- ア 通常の防除価の場合：50以上であること
- イ 補正密度指数又は密度指数：50未満であること
- ② 農作物の生理機能の増進または抑制に使用する資材の場合
効果の種類が多岐にわたるため、植物生理学の専門家の意見も踏まえ個別に確認

3 安全性に関する資料及び評価の目安（1の（4）関係）

（1）薬害

- ① 評価に必要な資料
当該検討資材に係る薬害に関する文献等。一般的な使用方法としては想定されない方法によって使用されたときに薬害が発生するおそれがある場合には、その旨の情報
- ② 検討対象資材の薬害がないことが確認される目安
薬害の発生に関する情報がないこと

（2）人畜に対する安全性

- ① 評価に必要な資料
 - ア 原則として、GLP試験研究機関において実施された以下の文献等（学術論文等として発表されたものではなくても可）
 - (ア) 急性経口毒性試験（ラット等を用いた試験により概略の致死量を求めるとともに動物の中毒症状や状態を記録したもの）
 - (イ) 変異原性試験（細菌を用いた復帰突然変異試験（Ames試験））
 - (ウ) 90日間反復経口投与毒性試験（ラット等を用いた試験により動物の中毒症状や状態を記録したもの）
 - に係る試験成績
 - (エ) 有害性の報告があるものにあつては、暴露評価に係る試験（作業暴露、作物残留及び環境残留）
- イ 評価対象資材に含まれる物質の構造活性に関する資料
- ② 検討対象資材の人畜に対する安全性が確認される目安
 - ①アの試験成績により安全性が確認されていること。なお、評価の際には、当該検討対象資材の腐敗、かびの発生等二次的な悪影響の有無についても確認する。

（3）水産動植物に対する安全性

- ① 評価に必要な資料
当該検討対象資材に係る水産動植物に対する安全性に関する信頼できる文献等の調査結果
- ② 検討対象資材の水産動植物に対する安全性が確認される目安
原則としてコイ又はヒメダカに対する96時間後の半数致死濃度が10ppmを超え、かつオオミジンコに対する48時間後の半数遊泳阻害濃度が10ppmを超えること

4 複数の原材料からなる混合物の場合の取扱い

すべての原材料について、その安全性が上の3（1）～（3）を踏まえ各々確認されており、かつそれらを混合した混合物としての薬効が上の2を踏まえ確認された場

合にあつては、当該混合物を特定防除資材の指定の対象とすることとする。その場合は、原材料の混合割合は規定しない。なお、混合物としての安全性については、混合による化学変化の可能性がある場合等、必要に応じ確認を行うこととする。

5 使用方法・普及状況等に関する資料（1の（5）関係）

薬効があり、安全性上の問題がないと考えられる通常の使用方法及び使用上の注意事項として使用者に伝えるべき事項並びに資材の使用面積・使用者数等普及状況等に関する資料

特定農薬の指定の検討対象とする資材一覧

番号	資 材	番号	資 材
1	アミノ酸全般	19	ネギの地上部
2	イギス海藻(サンゴ海藻)	20	ビール類酵母分解物
3	インスタントコーヒー	21	ヒノキチオール、ヒバ油
4	インドセンダンの実・樹皮・葉	22	ヒノキの葉
5	インドール酢酸	23	ヒバの葉
6	ウエスタン・レッド・シーダー(ヒノキ科ネズコ属樹木)	24	ホソバヤマジソ(シソ科)
7	エチレン	25	ワサビ根茎
8	カイネチン	26	苦楝皮(クレンピ:センダンの樹皮)
9	甘草(マメ科カンゾウ)	27	月桃(ショウガ科ゲットウ)
10	酵母エキス、クエン酸、塩化カリウム混合液	28	電解次亜塩素酸水
11	粉ミルク(スキムミルクを含む)	29	酒類(焼酎、ビール、ウイスキー、日本酒、ワイン)
12	米糠	30	食用デンプン類(ばれいしょデンプン、コーンスターチ、米デンプン、麦デンプン)
13	弱毒ウイルス	31	食用菌類(シイタケ、食用きのこ菌)
14	ショウガ	32	食用天然ハーブ精油
15	食用植物油(サラダ油を含みツバキ油を除く)	33	陳皮(ミカンの皮)
16	デキストリン	34	糖類(糖アルコール、糖タンパク質及び少糖類以下の単純糖のみ。トレハロースを含み、ソルビトール(ソルビット)は除く)
17	二酸化チタン	35	木酢液、竹酢液
18	ニンニク		